資料4

三重県教育ビジョン（仮称）

【中間案（修正版）】

令和元年１２月

三重県・三重県教育委員会

目　次

はじめに

1　策定の趣旨 …… 1
2　位置づけ …… 2
3　対象範囲 …… 2
4　計画期間 …… 2
5　構成 …… 2

第１章　総論

1　教育を取り巻く社会情勢の変化 …… 3
2　三重の教育における基本方針 …… 7
3　教育ビジョンに込める想い …… 11

第２章　基本施策・施策

…… 13

基本施策１　子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成 …… 16
（１）学力の育成 …… 17
（２）外国人児童生徒教育の推進 …… 19
（３）幼児教育の推進 …… 21
（４）人権教育の推進 …… 23
（５）道徳教育の推進 …… 25
（６）読書活動・文化芸術活動の推進 …… 27
（７）体力の向上と学校スポーツの推進 …… 29
（８）健康教育・食育の推進 …… 31

基本施策２　個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成 …… 34
（１）主体的に社会を形成する力の育成 …… 35
（２）キャリア教育の充実 …… 37
（３）グローカル教育の推進 …… 39
（４）知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成 …… 41

基本施策３　特別支援教育の推進 ４４
（１）一人ひとりの学びを支える教育の推進 ４５
（２）特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進 ４７

基本施策４　安全で安心な学びの場づくり ５０
（１）いじめや暴力のない学校づくり ５１
（２）防災教育・防災対策の推進 ５５
（３）子どもたちの安全・安心の確保 ５７
（４）不登校児童生徒への支援 ６１
（５）学びのセーフティネットの構築・学びの継続 ６３
（６）学校施設の充実 ６７

基本施策５　地域との協働と信頼される学校づくり ７０
（１）地域とともにある学校づくり ７１
（２）学校の特色化・魅力化 ７３
（３）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進 ７５
（４）学校における働き方改革の推進 ７９
（５）家庭の教育力の向上 ８３
（６）社会教育の推進と地域の教育力の向上 ８５
（７）文化財の保存・継承・活用 ８７

第３章　ビジョンの実現に向けて

１　進行管理 ８９
２　県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて ８９

はじめに

1　教育ビジョンの策定の趣旨

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子・高齢化、経済や社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）等が進む中で大きく変化しています。また、子どもを取り巻く課題は、教育格差と貧困の連鎖、いじめへの対応や不登校児童生徒への支援、子どもたちの安全確保、家庭の教育力の低下、地域のつながりの希薄化など多岐にわたるとともにますます複雑化・多様化しています。

こうした社会の変化や課題に的確に対応し、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現していくためには、これまで培ってきた三重の教育を大切にしながら(不易)、新たな課題に対して果敢に取り組んでいくこと(流行）が求められています。

本県ではこれまで、中長期的な視点から本県教育のめざすべき姿とその実現に向けた施策の方向性を示す指針である「三重県教育ビジョン」に基づき、自立する力・共生する力の育成、教育への県民力の結集を掲げた「三重の教育宣言」を基本理念として教育に係る施策を展開してきました。

「三重の教育宣言」で掲げた基本理念を継承しつつ、社会情勢の変化や課題に的確に対応し、本ビジョンの計画期間における教育施策を着実に進めていくための指針として、新しい「三重県教育ビジョン（仮称)」を策定しました。

三重の教育宣言

○　子どもたちは、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

○　将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

○　教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

○　私たちは子どもたちに、「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」、「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」を身につけて欲しいと願っています。

○　私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という想いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

（平成28年4月）

2　教育ビジョンの位置づけ

「三重県教育ビジョン（仮称）」は、教育基本法第17条第２項に基づいて策定する、本県の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけます。

三重の教育の基本的な方針や教育施策の主な内容について示す「三重県教育施策大綱」の対象範囲は就学前教育、学校教育から社会人の教育に至るまで人の生涯にわたる教育全体に及びます。この「三重県教育ビジョン（仮称）」は、「三重県教育施策大綱」をふまえ、学校教育を中心とした施策等に関する基本的な方針と具体的な取組内容を示すものとなります。

「三重県教育ビジョン（仮称）」は、本県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」における教育分野の施策を推進していくための計画です。こうしたことから、「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」（計画期間は令和２（2020）年度から令和５（2023）年度まで）に掲げた教育関係施策の実施に向けた具体的な取組内容を示すものとなります。

3　教育ビジョンの対象範囲

この「三重県教育ビジョン」の対象範囲は次のとおりとします。

① 県内の学校教育を中心とした施策（公立学校教育、学校スポーツ等）に関すること

② 保護者、地域の方々、市町、民間事業者、ＮＰＯ、団体等、さまざまな主体と協働・連携した推進が求められる施策（家庭や地域の教育力向上、社会教育の推進等）に関すること

4　教育ビジョンの計画期間

令和２（2020）年度から令和５（2023）年度までの４年間とします。

5　教育ビジョンの構成

第１章の「総論」では、教育を取り巻く社会情勢の変化を整理するとともに、「三重県教育施策大綱」の基本方針およびそれをふまえた本県におけるこれからの教育施策への想いを「教育ビジョンに込める想い」として示しています。

第２章の「基本施策・施策」では、基本方針や「教育ビジョンに込める想い」を実現するための５つの基本施策、27の施策を体系化して示すとともに、それぞれの基本施策・施策において「めざす姿」や「数値目標」を、また、それぞれの施策において「現状と課題」および「主な取組」を示しています。

第３章の「ビジョンの実現に向けて」では、このビジョンを社会総がかりで着実に推進するための進行管理の方法等について示しています。

第１章　総論

1 教育を取り巻く社会情勢の変化

教育を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。教育施策を展開するにあたって見逃してはならない社会等の変化を以下に概観します。

1　人口減少、少子・高齢社会の進行

○　本県の人口は全国より１年早い平成 19（2007）年をピークに減少に転じ、平成 30（2018）年 10 月現在で 179 万１千人となっています。

○　国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県人口は令和７（2025）年には約 171 万人に、令和 27（2045）年には約 143 万人まで減少することが見込まれています。また、15 歳未満人口は令和７（2025）年には 20 万人を割り込み 19 万９千人に、令和 27（2045）年には 15 万６千人になる見込みです。一方で、65 歳以上人口は令和７（2025）年には 53 万４千人に、令和 27（2045）年には全体の 38.3%を占める 54 万７千人になる見込みです。

○　こうした中、将来を支え、活力ある社会を築いていく人材の育成を担う教育の役割が一層重要となっています。

2　選挙権年齢・成年年齢の引き下げ

○　平成 28（2016）年から選挙権年齢が 18 歳以上に引き下げられています。加えて、民法が改正され、令和４（2022）年４月から成年年齢が 18 歳となります。こうした中で、社会の一員としての自覚や責任、社会を形成する力を学校教育において育んでいくことがより一層必要となっています。

3　持続可能で多様性と包摂性のある社会およびダイバーシティ社会の実現

○　平成 27（2015）年に国連サミットで採択されたＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）においては、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として掲げられています。

○　本県において平成 29（2017）年に、性別、年齢、障がいの有無、国籍・文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが自分らしく参加・活躍できるダイバーシティ社会の実現をめざした「ダイバーシティみえ推進方針～ともに輝（きらり）く、多様な社会へ～」を全国に先駆けて策定しました。今後は、教育においても、この推進方針を踏まえてダイバーシティ社会の実現に向けた取組が求められています。

4　急速な技術革新と超スマート社会（Society5.0）の実現

○　ＡＩ、ビッグデータ等をはじめとする技術革新が進む中、これらの先端技術をあらゆる産業や社会生活等に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立する超スマート社会（Society5.0）の実現をめざした取組が進められています。超スマート社会（Society5.0）においては、革新的技術の実用化により、産業、経済、生活等のさまざまな側面に劇的な変化がもたらされると予測されています。

5　グローバル化の進展

○　グローバル化が加速し、情報通信や交通分野での技術革新により人々の社会生活の範囲が拡大しています。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の重要性が一層高まっています。このため、語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性等のグローバルに活躍できる力の育成が求められています。

○　本県における外国人住民数は平成31(2019)年１月時点で50,643人と県人口の2.78%を占め、全国４位の外国人比率となっています。

本県の公立小中学校、県立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒数については、平成30（2018）年５月１日時点で約2,300人と過去５年間で約19.8%増加しています。

6　雇用環境の変化

○　ワーク・ライフ・バランスと多様で柔軟な働き方の実現や働きがいのある魅力的な職場づくりを目指す働き方改革、ＡＩ等をはじめとする技術革新の進展等に伴う雇用形態の多様化等が進んでいます。

○　若年無業者への支援や早期離職につながる求人と求職のミスマッチの解消等が課題となっており、学校教育におけるキャリア教育の充実、学校とハローワークの連携強化等が求められています。

○　本県における新規学卒者の離職の状況（平成27年３月卒業者）をみると、全国と比べて離職率は低いものの、高等学校卒業者の約35%、大学卒業者の約31%が卒業後３年以内に離職しています。

7　家庭・地域の状況の変化

○　核家族化や少子化の進行など家庭環境の多様化等に伴い、子育て・教育についての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないといった課題があることが指摘されています。また、過疎化の進行、ライフスタイルの多様化等により地域の人々の関係性の希薄化・地域コミュニティの弱体化も指摘されています。

○　学習指導要領おいて、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

8　子どもの貧困と教育格差

○　家庭の社会的経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴等）と子どもの学力や進学機会等には相関関係がみられるとの指摘があります。家庭の経済的な事情などによって子どもたちの将来が左右され、閉ざされるようなことなく、すべての子どもたちが質の高い教育を受け、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、就学・学習支援など関係機関と連携した総合的かつ切れ目ない支援を行っていくことが必要です。

9　子どもたちの安全・安心の確保

○　いじめや暴力行為への対応、被虐待児童への対応、不登校児童生徒への支援等においては、その原因や背景が複雑化・多様化している中で学校だけでは対応が困難な事例が増加しており、さまざまな主体の連携による対応が求められています。

○　本県では、平成30年（2018年）4月に「三重県いじめ防止条例」を施行しました。本条例に基づき、社会総がかりで、学校の内外におけるいじめがなくなることをめざして取り組んでいく必要があります。

○　登下校中の子どもたちが巻き込まれる痛ましい事故、子どもたちが被害者となる犯罪などが発生しています。また、台風、豪雨、近い将来発生する可能性が高まっている南海トラフ地震などの自然災害によりかけがえのない命や暮らしの安全・安心が脅かされている中、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、社会全体で子どもたちを守る取組を進めていく必要があります。

○　インターネット等の利用により多様な情報に触れることが容易になった一方で、子どもたちがＳＮＳを利用した犯罪に巻き込まれたりするなどの事態が生じており、知り得た情報の意味を読み解く力の育成が必要となっています。

10　スポーツの振興

○　高校生を中心にオール三重で取り組み、成功を収めることができた平成30年度全国高等学校総合体育大会、令和元年に開催されたラグビーワールドカップに続き、令和２年にはオリンピック・パラリンピック東京大会、三重県を中心とした東海ブロックにおいて全国中学校体育大会が、令和３年には三重とこわか国体・三重とこわか大会が開催されます。こうした大規模スポーツ大会を契機として、子どもたちの競技力やスポーツへの関心を高め、スポーツの発展を担う人材を育てていくことが求められています。

11　教職員を取り巻く環境

○　社会の変化に伴って学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、教職員の業務の多忙化・困難化に伴う労働時間の長時間化が指摘されており、国においては、教員の時間外労働を月 45 時間、年 360 時間を上限とすること等を内容とする「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が示されています。こうしたことに対応し、長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。

○　経験豊かな教職員の退職と若手教員の増加に伴い、学校組織における年齢構成が大きく変化しており、これまでの教育実践の蓄積の引き継ぎが求められています。

○　新しい学習指導要領や学校現場における多様化・複雑化する課題等に的確に対応していくため、教職員一人ひとりの資質の向上及び高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の育成・確保が必要となっています。

12　国の教育改革等の動き

○　社会に開かれた教育課程や外国語教育の充実などを含む新しい学習指導要領が実施されるとともに、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保や高大接続改革、学校における働き方改革など国によるさまざまな教育改革が進められており、こうした国の動きに的確に対応していく必要があります。

2 三重の教育における基本方針

「三重県教育ビジョン（仮称）」では、三重の教育の基本的な方針や教育施策を定めた「三重県教育施策大綱」をふまえた教育を展開していきます。「三重県教育施策大綱」の「三重の教育における基本方針」では、子どもたちへの教育を含む、全ての教育・人づくりの方針を以下のように掲げています。

（教育の意義）

○　教育は、子どもたちをはじめとする「学ぶ人」のためのものです。それは、一人ひとりの可能性を「開花」させ、「生き抜いていく力」を育み、人生を豊かに輝かせる営みです。（個人的意義）

○　特に、子どもたちは地域社会の「希望」そのものであり、教育は、子どもたち自身の夢を芽吹かせ、未来に向かって育んでいく「成長の水と光」としての大きな使命を担っています。

○　また、教育は、それぞれの個性・能力が社会参画というかたちで咲き誇ることをとおして、社会に発展という「実り」をもたらす活動です。（社会的意義）

○　経済社会活動のあらゆる分野において、知識・情報・技術が活動の基盤であり、「人」がその担い手となることをふまえれば、教育こそが新しい時代を牽引する「イノベーションの源泉」とならなければなりません。

（教育の重要性の一層の高まり）

○　今、人生 100 年時代や Society5.0 時代の到来による社会の大きな変化が見込まれる中、一人ひとりの豊かな人生の実現のため、教育の重要性はますます高まっています。

○　また、人口減少や高齢化の進展が社会的課題となる中、一人ひとりが自らの希望の実現に向けて主体的に社会や地域に関わることにより、地域社会を自立的に発展させていけるよう、教育の充実を図らなければなりません。

○　折しも、国連サミットにおいてＳＤＧｓが採択され、持続可能な社会の実現に向け、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」ことが教育の目標として社会的に認識されつつあります。

（見据える社会の姿と教育の役割）

○　このような社会の大きな変化を受けとめ、新しい時代の三重の姿を展望するとき、そこには、一人ひとりが個性に応じて質の高い豊かな教育を受けることができ、互いの人格を尊重し支え合いつつ、身につけた力を生かしていつでも挑戦し、活躍できる社会という未来像があります。

○　新しく幕をあけた令和の時代、この元号にこめられた「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせる」という願いに心を寄せながら、一人ひとりの輝く未来と希望に満ちた社会の創造に向けた教育を、全力で推進することが肝要です。

（教育に取り組む基本方針）

○　そこで、学校はもとより、家庭、地域住民、企業など、教育に携わる全ての者が、「毎日が未来への分岐点」という共通認識のもと、明日の発展につながる教育活動を；

（１）新しい時代を「生き抜いていく力」の育成
（２）社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実
（３）誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現
（４）三重に根ざした教育の推進
（５）あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備
（６）三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

を基本方針として、進めていきます。

(1)　新しい時代を「生き抜いていく力」の育成

○　社会が大転換を迎えつつあり、将来予測がますます困難となる時代であるからこそ、変化を前向きに受け止め、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦し、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

○　特に、子どもたちに関しては、興味や関心を持って主体的・積極的に考え学ぶことや、「何を理解しているのか」だけではなく、「それをどのように使うのか」「どのように社会と関わり、よりよい人生を送るのか」という視点を重視しながら、確かな学力、豊かな心、健やかな身体を育む教育を一層推進するとともに、自己肯定感の涵養を図ります。

併せて、「教育の原点」である家庭教育と人間形成の基礎を担う幼児期における教育のさらなる充実を進め、就学後の確かな学びにつなげていきます。

○　また、成年年齢の引き下げにより、子どもたちがより早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合うこととなる中、新しい時代の「大人」として、社会で自らの役割を果たしていくことができるよう、人と人の関係を大切にしながら様々な課題を解決していく力を育成していきます。

○　一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持てず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう寄り添うとともに、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

(2)　社会の変容がもたらす課題に対応した教育の充実

○　Society5.0 の進展に伴い予見される社会の大きな変化に対して、積極的にチャンスを見つけ活用し未来を切り拓いていくために、新たな価値を生み出す感性と力、好奇心・探究力など、人ならではの力を培っていきます。

○　少子化・高齢化、グローバル化、環境問題の深刻化、急速な技術革新、雇用環境の変化といった社会の変容がもたらすさまざまな課題をふまえ、グローバル教育、環境教育、プログラミング教育を含む情報教育、キャリア教育等を進めるとともに、その教育内容や手法の充実を図ります。

○　技術革新や社会・制度の変革等により、需要が見込まれる分野の専門家や人手が不足している分野の担い手、地域づくりの推進者など、地域の未来を創る多様な人材の育成・確保に積極的に取り組むとともに、その人材が地域で活躍することのできる環境づくりを進めます。

(3)　誰一人取り残さない、みんなが大事にされる安全・安心の三重の実現

○　家庭の経済的な事情など生まれ育った環境や障がい・国籍等の理由により将来が左右され、閉ざされるようなことがあってはなりません。
　一人ひとりを大切にして取組を進めてきた本県教育の成果をふまえ、誰もが取り残されることなく質の高い教育を受け、自らの能力・可能性を最大限に伸ばすことで、夢や希望を実現し活躍し続けることができるよう、それぞれの状況に応じた、発達段階で途切れることのない公平公正で最適な学びの環境を整えます。

○　いじめ、虐待、不登校等や近年頻発している大規模自然災害、交通事故、犯罪などにより、夢や希望を持って人生を歩もうとしている子どもたちのかけがえのない命や教育の機会が奪われることのないよう、安全で安心な教育環境を実現するとともに、子どもたち自らも様々な危険から身を守り、対応することのできる力を育成します。
　その際、複雑化・多様化しつつある困難事案に対し、専門性を持った人材が互いに連絡し、問題解決にあたることのできる体制の構築を進めます。

(4)　三重に根ざした教育の推進

○　豊かな美しい自然や多彩な歴史・文化を有する魅力的な地域である三重県において、「多様性」や「包容力」という県民の皆さんの持つ特質や優位性を生かした、三重に根ざした教育活動を推進します。

○　三重に根ざした教育の推進においては、地方創生の観点に立ち、将来世界で活躍する者にも、三重の地で生き郷土の未来を担う者にも、心の根底に生まれ育ったふるさと三重に愛着や誇りを持ち、社会や地域の成長・発展に貢献しようとする思いを育んでいきます。

(5)　あらゆる世代の誰もがいつでも学び、活躍し続けられる環境の整備

○　人生100年時代をより豊かに生きるため、一人ひとりが個性と多様性を尊重し合い協働しながら、人生の様々な状況に応じていつでも学び、人生の可能性を広げ、輝き続けられる社会の実現が求められています。

　そのため、地域課題解決のための学びや、人生をより豊かにするための学び直しの機会であるリカレント教育等、あらゆる世代の誰もが主体的に学ぶことのできる生涯を通じた学習基盤の充実を図るとともに、その成果を社会に生かし続けることができる環境づくりを進めます。

○　その際、学習活動の拠点となる社会教育施設の効果的な活用や、学校、大学等と社会教育施設との連携を図るなど、誰もが居場所と役割を持ち、交流しながらつながり支え合う地域コミュニティの形成に資する教育活動を進めていきます。

(6)　三重の県民力を結集した社会総がかりでの教育の推進

○　人は誰しも、多様な人との関わりの中で、社会性や豊かな感性を身につけ、成長していきます。学校のみならず、家庭、地域住民、企業など社会の構成員全てが教育の当事者であり、可能性を芽吹かせ「開花」させる「土」の役割をもっていると言えます。

　学びに向かう者一人ひとりの輝く未来のために、皆で支え合い、自分は何をすべきか、何ができるのかを前向きに考え、それぞれの役割を果たしていく社会総がかりでの教育に取り組んでいきます。

○　また、教育は未来創造の営みであり、一人ひとりの強みを伸ばし、弱みを克服する取組を、時間をかけて積み重ねていくその先に、かけがえのない成果が生み出されるものです。

　そこで、教育の当事者として結集したすべての者が、幼児期、青少年期から社会人・高齢者など成年期に至るまで、学びの各ステージにおける教育の質を高めるとともに、相互の連携を一層深め、時間軸を貫いて響きあう教育を進めることにより教育的な価値の創造につなげる、いわば「時をつなぐ協創[*1]」を三重の教育の根幹として大切にしていきます。

[*1] 協創：「みえ県民力ビジョン」で示された県政用語。県民の皆さんと行政それぞれが「公」を担う主体として自立し、行動することで、「協働」による成果を生み出し、新しい価値を創造していくこと。

3 教育ビジョンに込める想い

子どもたち一人ひとりが来るべきこれからの時代において、明日への希望とともにそれぞれの花を大きく咲かせていくことができるよう、「三重の教育宣言」の考え方を継承するとともに「三重の教育における基本方針」をふまえ、本県におけるこれからの教育施策への想いを以下のとおり示します。

1　誰一人取り残さない教育の推進

○　家庭の経済状況や障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもたちが意欲的に学ぶことができるよう、一人ひとりの状況に応じた支援をとおして、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現できるようにしていくことが必要です。

○　本県ではこれまで、発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちへの早期からの一貫した支援の推進や特別支援学校の整備に重点的に取り組むとともに、全国と比べても在籍率の高い外国人児童生徒の社会的自立に向けた日本語習得等の支援、就学困難者への学習支援・経済的支援を実施するなど、本県教育の特色とも言える、子どもたち一人ひとりの状況に応じたきめ細かい教育を展開してきました。

○　今後もこうした取組を継続して推進するとともに、より複雑化・多様化するさまざまな課題にも的確に対応し、すべての子どもたちが安心して学びに向かい、夢や希望を実現していけるよう取り組んでいきます。

2　子どもたちの豊かな未来を創っていく力の育成

○　一人ひとりの子どもたちが、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を身につけることで、自分のよさや可能性を認識するとともに、他者に対する理解や思いやり・優しさを育み、それらを基礎として、失敗を恐れずさまざまなことに積極的に挑戦し、他者とつながり、協働しながら困難な課題を乗り越えていける力を育んでいけるよう取り組んでいきます。

○　超スマート社会の実現、人生100年時代の到来に伴い社会や生活の有り様が大きく転換する時代を迎えつつある中、これからの教育においては、これまで積み上げてきた三重の教育を大切にしながら、こうした時代を生きていく子どもたち一人ひとりに、持続可能で多様性と包摂力のある社会、誰もが自分らしく参加・活躍できるダイバーシティ社会を実現し、豊かな未来を創っていく力を育んでいく必要があります。

3　「オール三重」による教育の推進

○　子どもたちは、学校・家庭・地域等さまざまな場での学びをとおして成長していきます。子どもたちの成長を支え、また、複雑化・多様化している教育的課題に対応していくためには、学校や行政のみならず、すべての県民力を教育へ結集し、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠です。

○　行政・学校・教職員は、高い志と使命感を持って子どもたちと向き合い、家庭・地域等との連携・協力に取り組むとともに、こうした連携・協働の基盤となる県民から信頼される学校づくりに向け、教職員一人ひとりの資質向上やコンプライアンス意識の確立に取り組みます。

第２章　基本施策・施策

前章で掲げた「三重県教育の基本方針」や「教育ビジョンに込める想い」を具体的に実現するため、次の５つの「基本施策」を推進します。

○　「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成については人格形成の基礎となるものであり、引き続き注力して取り組んでいきます。

これら３つの力が一体的・調和的に育まれる中で、一人ひとりの子どもたちが自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、新たな時代に対応していく力の基礎を形成していくことが大切です。

本ビジョンにおいては、こうした考え方をメッセージとして示すため、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成に向けた施策をひとつの基本施策（基本施策１：子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成）として整理し、各施策を展開します。

○　急速な技術革新に伴う超スマート社会の実現や社会・経済等さまざまな面でのグローバル化の進展、選挙権年齢や成年年齢が18歳になるなど子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の一体的で調和の取れた育成を基礎としながら、社会の一員としての自覚と責任を持ち主体的に行動する力、他者との絆を大切にしながら課題を解決していく力、異なる文化への理解や郷土への愛着を持って世界にあっても地域にあっても活躍できる力など、子どもたち一人ひとりが豊かな未来を創っていく力の育成に向けた基本施策（基本施策２：個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成）を設け、各施策を展開します。

○　特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、一人ひとりの特性やニーズに応じた特別支援学校や特別支援学級等における教育を計画的・組織的に実施し、就学前から卒業後までの切れ目ない学びの支援を一層充実するとともに、自立と社会参画に必要となる力の育成に注力するため、基本施策（基本施策３：特別支援教育の推進）において引き続き各施策を展開します。

○　基本施策１から３の実施・展開を支える土台として、子どもたちが安全かつ安心して学校生活を送り、意欲的な学びを継続することのできる教育環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策４：安全で安心な学びの場づくり）および保護者や地域の方々等からの信頼を基礎として学校・家庭・地域が一体となって教育施策を推進していける環境を作っていくことに向けた基本施策（基本施策５：地域との協働と信頼される学校づくり）において引き続き各施策を展開します。

基本施策	施策
1　子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成	（1）学力の育成
	（2）外国人児童生徒教育の推進
	（3）幼児教育の推進
	（4）人権教育の推進
	（5）道徳教育の推進
	（6）読書活動・文化芸術活動の推進
	（7）体力の向上と学校スポーツの推進
	（8）健康教育・食育の推進
2　個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成	（1）主体的に社会を形成する力の育成
	（2）キャリア教育の充実
	（3）グローカル教育の推進
	（4）知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成
3　特別支援教育の推進	（1）一人ひとりの学びを支える教育の推進
	（2）特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進
4　安全で安心な学びの場づくり	（1）いじめや暴力のない学校づくり
	（2）防災教育・防災対策の推進
	（3）子どもたちの安全・安心の確保
	（4）不登校児童生徒への支援
	（5）学びのセーフティネットの構築・学びの継続
	（6）学校施設の充実
5　地域との協働と信頼される学校づくり	（1）地域とともにある学校づくり
	（2）学校の特色化・魅力化
	（3）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
	（4）学校における働き方改革の推進
	（5）家庭の教育力の向上
	（6）社会教育の推進と地域の教育力の向上
	（7）文化財の保存・継承・活用

施策シートの見方

施　策　名	○○○○

めざす姿

※この施策を推進することにより、計画期間が終了する令和5（2023）年度末までに達成する姿を記載しています。

現状と課題

※この施策に関する現状や課題、背景などを記載しています。

主な取組内容

※この施策で実施する主な取組を記載しています。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
※学校・家庭・地域等の県民力を結集してめざす施策の成果、学校や県教育委員会等の活動内容をあらわす指標を記載しています。		

基本施策１

子どもの未来の礎となる「確かな学力・豊かな心・健やかな身体」の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の「確かな学力」、命を大切にする心や他者への思いやりなどの「豊かな心」、心身の健康や体力などの「健やかな身体」を育み、自分のよさを認識し、失敗を恐れず夢と志を持って可能性に挑戦していくために必要な力を身につけています。

基本的な考え方

「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」は人格形成の基礎になるものとして、引き続き、その育成に注力して取り組んでいくことが必要です。

さらに、これら３つの力は一体的・調和的に育まれることが大切であり、こうした中において、子どもたちは自分のよさや可能性を認識し、自己肯定感を高め、自信を持って成長していけるものと考えます。

また、これからの予測困難な変化の激しい時代に対応するために必要な力を子どもたち一人ひとりに育んでいくことが求められる中、その基礎になるものとして、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」を確実に育んでいくことが重要です。

この基本施策では、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな身体」の育成につながる各施策を展開し、これら３つの力の確実な育成およびその一体的・調和的な育みの過程において自己肯定感を高めていくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策１を構成する施策】

1　学力の育成
2　外国人児童生徒教育の推進
3　幼児教育の推進
4　人権教育の推進
5　道徳教育の推進
6　読書活動・文化芸術活動の推進
7　体力の向上と学校スポーツの推進
8　健康教育・食育の推進

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
自分には、よいところがあると思う子どもたちの割合	小学生　80.1% 中学生　74.9%	小学生　86.1% 中学生　80.5%

※「自分には、よいところがあると思う」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施策名	（1）学力の育成

めざす姿

子どもたちが、主体的・対話的な学びを通じて、基礎的・基本的な知識・技能、自ら課題を見つけ解決していく思考力・判断力・表現力等、主体性を持って他者と協働しながら学ぶ態度を身につけています。

現状と課題

① 学力の育成にあたっては、学習指導要領に示された生きる力を子どもたちに育むことをめざし、習得・活用・探究という学びの過程において、実際の社会や生活で生きて働く知識・技能を確実に習得させ、これらを活用して未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等を育成するとともに、主体的に学習に取り組む態度（学びに向かう力）を養うことが大切です。

② 子どもたちが、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」の視点から必要な資質・能力を身につけられるよう、「どのように学ぶか」を重視した授業実践が求められています。

③ 教育を取り巻く課題が多岐にわたる中で、子どもたち一人ひとりに確かな学力を確実に育んでいくためには、個に応じたきめ細かな指導の充実が求められています。

④ 学習指導要領で求められている思考力、判断力、表現力等を向上させるため、課題を発見し解決につなげていく過程を重視した学習により、深い学びが実現されるよう、学校現場での指導の改善が求められています。

⑤ 学習評価においては、「子どもたちにどういった力が身についたか」という学習の成果を的確に捉え、教職員が指導の改善に生かすとともに、子どもたちが自らの学習を振り返って次の学習に向かうことができるようにすることが重要です。

⑥ 平成31(2019)年度(令和元年度)全国学力・学習状況調査では、小中学校あわせた5教科中4教科で全国の平均正答率以上となりました。一方で、活用する力の基盤となる基礎的・基本的な知識・技能の定着や、説明したり、自分の考えを書いたりする力などに課題がみられます。また、中学校英語については、聞いたり読んだりして把握した内容に対する考えを英語で話したり書いたりすることに課題がみられます。

⑦ 児童生徒質問紙調査の結果から、子どもたちの家庭での学習時間や読書時間が十分でないなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣に課題がみられます。生活習慣等の改善に向け、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組むことが重要です。

主な取組内容

1 学習・指導方法の充実

・ 子どもたちが、学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動、協働や対話を通じて考えを広げ深める活動、知識を相互に関連づけてより深く理解したり、課題を見いだし解決策を考えたりする過程を計画的に取り入

れるなど、主体的・対話的で深い学び[1]の視点からの授業改善を促進します。

・　小中学校において、子どもたちが学ぶ楽しさ・わかる喜びを実感し、基礎的・基本的な知識・技能の定着や、思考力・判断力・表現力等の育成が図られるよう、全国学力・学習状況調査、みえスタディ・チェック[2]等の活用を通じて、学校の課題を把握・分析し、一人ひとりの理解と定着を図る取組を促進するとともに、定着状況を確認しながら指導・支援する取組を推進します。

・　小中学校において、文章の内容や情報を正確に理解して論理的に考える力、自分の考えを的確に伝える力の育成に向けた指導に活用できる、各学年の系統性を意識した指導資料や、授業での繰り返し指導、家庭学習、補充学習等に活用できる、子どものつまずきに応じたワークシート等を提供していきます。

・　高等学校では、各学校が「高校生のための学びの基礎診断」等を活用しながら、継続的に生徒一人ひとりの基礎学力の状況を把握し、学習方法や指導方法を改善することで、高校生に求められる基礎学力の確実な習得と学習意欲の喚起に取り組みます。また、各教科等で学んだ成果をまとめたり、表現したりする力を育むための効果的な実践事例を普及することで、授業の質的向上を図ります。

・　学習評価が、教職員の指導の改善、子どもたちの学習改善につながるものになるよう、教科担当者を対象とした会議等で評価規準の例を示すなど、学習評価を充実させる取組を推進します。

2　子どもたち一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実

・　小中学校において、個別学習やグループ指導、学習内容の習熟の程度に応じた学習等、少人数指導の質的向上を図るため、指導のポイントや実践例をまとめた指導資料の活用を促進します。また、習熟の違いに応じたコース別の学習課題の設定や指導方法の工夫等についての研究を進め、その成果を普及します。

3　学校・家庭・地域の連携

・　「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
全国学力・学習状況調査における本県の子どもたちの学力の伸び	小学生 100.2 中学生　98.3	小学生 104 中学生 102

※　「全国学力・学習状況調査」において文部科学省が示す正答数分布の４階層（ABCD 層）における AB 層の公立小中学生の割合（全国を 100 とした場合の本県の値）（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

[1] 主体的・対話的で深い学び：「主体的な学び」とは、学ぶことに興味や関心を持ち、自分から進んで見通しを持って粘り強く取り組み、振り返り、次の学びへとつなげていくこと。「対話的な学び」とは、周りの人たちと共に考え、新しい発見や豊かな発想が生まれること。「深い学び」とは、これまで身につけた知識や技能をつなげて周りの人たちと共に考え、学ぶ中で、問題を解決したり、新しい発見や豊かな発想を基に考えを深めたりすること。

[2] みえスタディ・チェック：学習指導要領をふまえ、三重県が重点的に実施している学力向上策の一つ。知識等の活用を中心とした問題を通じて、学習内容の定着状況を把握し、子どもたちが主体的に学習に取り組む意欲や、各学校における授業改善、子どもたち一人ひとりに応じた指導の充実等を促進する取組。

施 策 名	（２）外国人児童生徒教育の推進

めざす姿

外国人児童生徒[1]が、日本語力や学力等、地域社会で生きていくための基礎を培うことにより、将来の可能性を広げ、自己実現を果たし、社会の一員として自立するために必要な力を身につけています。

現状と課題

① 本県では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国１位（平成 28(2016)年度）となっています。改正「出入国管理法」が施行されたことにより、今後、外国人児童生徒がさらに増加することが見込まれます。また、国籍の多様化、多言語化が進んでいます。このことは、子どもたちが学校生活の中で多様な文化や価値観等を学ぶことのできる魅力ある教育環境につながっています。

② これまで本県では、外国人の子どもの就学の促進や学校生活等への適応指導とともに、日常生活に必要な日本語力や日本語で学ぶ力を身につけるための支援に先進的に取り組んできました。一方で、外国人の方々が居住する地域が広がっており、受入体制や日本語指導に係る支援等については、地域により差が見られます。県内全域で同様の支援が受けられるよう、各市町や各学校における受入体制・支援体制をより一層充実することが求められています。

③ 日本での学校生活や日本語習得、教科学習に困難を抱え、進路決定ができないまま学校を卒業、あるいは中途退学する外国人児童生徒もいます。このため、文化や生活習慣の違い、言葉が通じないこと等から生じる、外国人児童生徒の不安や悩みに寄り添った対応が必要となっています。

④ 外国人児童生徒の保護者の日本での学校生活や就職に関する理解が十分でない場合があります。日本語でのコミュニケーションが難しい保護者に対し、学校生活や進路等に係る情報を正確に伝えることが必要です。

主な取組内容

1 就学の促進

・ 外国人児童生徒の学ぶ機会を保障できるよう、各市町における就学に向けた取組や市町間での外国人児童生徒の移動に係る情報共有を促進します。

[1] 外国人児童生徒／外国人の子ども：日本国籍であっても文化的背景やルーツが外国にある子どもたちを含む。

2 日本語指導、適応指導の充実

・ 市町や学校における外国人児童生徒の受入体制を充実するため、市町が行う初期の日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するとともに、外国人児童生徒が安心して相談できるよう、母国語で相談できる教育相談の研究を進めます。

・ 就学前の外国人の子どもを対象とするプレスクールの取組が市町において進められるよう、県が作成した教材・マニュアルの普及啓発に努めます。

3 日本語で学ぶ力の育成

・ 外国人児童生徒の日本語習得状況に応じた学習支援により、安心して学びを継続できるよう、外国人児童生徒巡回相談員等の学校への派遣や、多言語に対応できるＩＣＴを活用した日本語指導等、指導体制の充実に努めます。

・ 外国人児童生徒が学習内容を理解できるよう、効果的な実践事例を普及することなどを通じて、日本語で学ぶ力の育成をめざしたカリキュラム（ＪＳＬカリキュラム[2]）を活用した授業や、児童生徒の日本語能力に応じた特別の教育課程による日本語指導等の取組を促進します。

・ 教職員の日本語指導等にかかる指導力が向上するよう、ＪＳＬカリキュラムや特別の教育課程による日本語指導等に関する研修を実施します。

4 進路選択への支援

・ 外国人児童生徒および保護者が、学校制度や職業について理解を深めることで、希望する進路を選択したり、将来の自己実現につなげたりすることができるよう、地元企業やＮＰＯ法人等と連携し、進路セミナー等を開催するとともに、多言語によるガイドブック等を活用して進路等に関わる情報提供を進めます。

5 保護者への支援

・ 保護者が学校生活等に関する学校からの連絡等の内容を正確に把握できるよう、市町等や学校に対し、連絡・案内文書例（ポルトガル語やタガログ語等６言語）の提供や連絡文書等の翻訳支援を行います。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、日本語指導が行われている学校の割合	89.6%	100%

※ 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対して、教育課程に位置付けた特別な日本語指導が継続的、計画的に行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

[2] ＪＳＬカリキュラム：ＪＳＬは Japanese as Second Language の略。日常的な会話はある程度できるものの、学習活動への参加が難しい外国人児童生徒に対して、学習活動に日本語で参加する力を育成するため、日本語指導と教科指導とを統合的に行う指導方法。

施 策 名	（３）幼児教育の推進

めざす姿

子どもたちが、遊びや生活の中での体験をとおして、健康な心と体、自立心、協同性、道徳性・規範意識の芽生え、社会と関わる意識、思考力の芽生え、生命を尊重する気持ち、数量・文字等への関心、言葉で伝え合う力、豊かな感性が育まれています。

現状と課題

① 近年、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成や非認知能力[1]の基礎を培う、極めて重要な役割を担っているとの研究結果が報告されるなど、就学前教育の重要性に関わる認識が高まっています。また、令和元(2019)年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、幼児教育・保育のより一層の質の向上や子育て支援の拠点としての機能等の充実が求められています。

② 本県では、幼稚園等に通う３～５歳児のうち、36.2%が幼稚園、8.8%が認定こども園、55.0%が保育所に在籍しています。いずれの施設においても、小学校以降の教育を見据えた資質・能力を育む教育・保育が求められています。

③ 幼稚園・認定こども園・保育所（以下、「幼稚園等」という）においては、子どもの主体的な活動を促す環境[2]づくりを進めるうえで、幼稚園教諭・保育教諭・保育士（以下、「幼稚園教諭等」という）の担う役割が大切であり、その資質向上が求められています。

④ 幼稚園等と小学校は、その教育・保育の形態に大きな違いがあり、子どもたちの就学に伴うさまざまな課題が指摘されています。本県では、幼稚園等から小学校への円滑な接続のための指導のポイントや工夫例等を示した「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」を作成し、円滑な就学に向けて取り組んできました。今後さらに、子どもたちに幼稚園等から発達段階に応じて必要な資質・能力を育んでいく必要があります。

⑤ 就学前の子どもたちの生活は、家庭を基盤として地域での触れ合いや体験を通じて広がっていきます。幼稚園等において、家庭や地域と一層連携しながら、教育・保育活動に取り組む必要があります。

主な取組内容

---

[1] 非認知能力：自分の気持ちを言う、相手の意見を聞く、物事に挑戦するなど、自己主張・自己抑制・協調性・好奇心等に関係する力。

[2] 子どもの主体的な活動を促す環境：物的なものだけでなく、教職員等や他の子どもも含めた、周りの環境すべてをさす。

1 幼稚園等における教育・保育活動の充実

・ 遊びや多様な体験活動をとおして、健康な心と体や自立心、規範意識の芽生え、生命を尊重する気持ちなどの育成に向け、幼児教育・保育の質の向上に関する実践研究を進め、その実践事例の普及啓発を図るとともに、質の高い幼児教育・保育を一体的・総合的に推進するための体制整備に取り組みます。

・ 野外体験保育に取り組もうとする幼稚園等にアドバイザーを派遣し、自己肯定感を含め、子どもの「生き抜いていく力」を育む保育を推進します。

2 幼児教育・保育を担う人材の資質向上

・ 幼稚園等の運営の改善や、幼児教育・保育に係る諸課題の解決に向けた研修を、園(所)長等を対象に行います。

・ 幼稚園教諭等が各施設における指導内容や指導方法に関する相互理解を深められるよう、合同研修を実施します。

3 小学校教育への円滑な接続に向けた取組の推進

・ 「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用し、実践研究園における取組を県内の幼稚園等に紹介するなど、実践事例の普及に努めます。

・ 子どもたちが、小学校での生活・学習に期待をする気持ちを高め、安心してスタートできるよう、幼稚園等と小学校との体験的な交流を推進します。

・ 幼稚園教諭等と小学校教諭が、幼稚園等と小学校における指導内容や指導方法の違いについて理解を深め、指導に活かせるよう、相互に保育・授業を参観するなどの交流や合同研修等の取組を推進します。

4 家庭・地域との連携の推進

・ 「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的な生活習慣や読書習慣、運動習慣等の確立には、家庭との連携・協力が重要であることから、子どもの心身の成長における基本的生活習慣等の重要性について周知を図り、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を促進します。

・ 幼稚園等において、地域の人々と触れ合ったり、地域の施設等を活用したりするなど、多様な体験の機会づくりを推進します。

・ 幼稚園等が、保護者同士の交流の機会づくりや、子育てに関する相談や情報提供等を行う地域における幼児期の子育ての支援拠点としての役割を担えるよう、地域子育て支援センター[3]をはじめとした関係機関等との連携を推進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
就学前教育に独自の計画・方針を策定して取り組む市町の数	15 市町	29 市町

※ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」をふまえ、就学前教育の独自の計画や方針を策定して取り組んでいる市町の数

[3] 地域子育て支援センター：地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、地域の子育て家庭に対する育児支援を目的とする施設。

施策名	（4）人権教育の推進

めざす姿

子どもたちが自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力を身につけています。

現状と課題

① 子どもたちを取り巻く社会では、さまざまな人権問題が生じており、その解決に向けて、「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」をはじめ、差別解消に関する法令等の整備が進められてきました。また、多様性を認め合い、誰もが参画・活躍するダイバーシティ社会の実現が求められています。こうした中で、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、人権尊重の行動につながる意欲・態度や技能を身につけられるよう学校における人権教育に取り組む必要があります。

② 子どもたちの人権意識の形成については、身のまわりの環境による影響が大きいことから、学校・家庭・地域が連携し、人権意識の向上に取り組むことが必要です。

③ 世代交代が進み、若手教員が増加する中、全ての教職員の確かな人権感覚と人権教育に関する指導力がより一層求められます。

主な取組内容

1 人権教育に関する指導内容の充実

・ 差別解消に関する法令等の趣旨をふまえつつ、教育活動全体を通じて、総合的・系統的に人権教育を進めるため、学校における人権教育カリキュラムの活用と改善を促進します。

・ 子どもたちが、部落問題、障がい者、外国人、子ども、女性の人権に係わる問題をはじめ、さまざまな人権に係わる問題（高齢者、患者、犯罪被害者、アイヌ民族、刑を終えた人・保護観察中の人、性的マイノリティ、ホームレス等の人権に係わる問題、インターネットによる人権侵害、災害と人権、貧困等に係る人権課題や北朝鮮当局による拉致問題等など）について理解を深め、人権感覚を高められるよう、人権学習指導資料を活用した学習を推進します。

2 人権教育推進のための地域連携の充実

・ 子どもたちの人権意識の向上にむけて、学校・家庭・地域が学校の進める人権教育の内容や課題を共有・協議する人権教育推進協議会の活性化に取り組みます。

・　子どもたちの自尊感情の向上を図るため、さまざまな主体が人権学習や体験的活動、補充的学習等の支援を行う中学校区を単位とした子ども支援ネットワークの活動を促進します。

3　教職員の人権感覚と指導力の向上

・　全ての教職員が確かな人権感覚と指導力を持って人権教育を進められるよう、個別的な人権問題に関する基本的な知識や人権学習指導資料等の活用に関する研修を経験年数に応じて実施するとともに、実践につながる情報提供および相談支援を行います。

・　学校における人権教育推進体制や家庭・地域との連携体制を充実させるため、管理職や人権教育推進担当者を対象に、役割に応じた研修を実施し、リーダーシップの向上を図ります。

4　学びやすい環境づくり

・　障がいのある子どもたちへの合理的配慮[1]の提供や性的マイノリティへのきめ細かな対応等、学校において全ての子どもたちが学びやすい環境づくりを進めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
人権学習によって人権を守るための行動をしたいと感じるようになった子どもたちの割合	86.6%（30年度）	98.5%

※　県立学校の生徒を対象としたアンケート調査において、「差別をなくすために何かできることをしたい」と思うかどうかを問う質問に「思う」、「どちらかといえば思う」と回答した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

[1] 合理的配慮：障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。（障害者の権利に関する条約第２条）

施 策 名	（5）道徳教育の推進

めざす姿

子どもたちが、生命を大切にする心や他者を思いやる心、人間関係を築く力、公共心、規範意識、自尊感情を高め、よりよく生きようとする意欲と態度を身につけています。

現状と課題

① 学習指導要領が改訂され、道徳教育については、特別の教科道徳として教科書を使用した授業が行われています。道徳の授業において、子どもたちが、多様な価値観を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働してよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことが求められています。

② 生命を軽視する事件や深刻ないじめ問題、インターネットでの誹謗中傷等が発生している中で、子どもたちの生命倫理や規範意識、人間関係を形成する力、情報モラル等を向上していくことが求められています。

③ これまで、道徳の指導は、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があったことなどが指摘されており、教科道徳の趣旨をふまえた指導方法へと改善を図る必要があります。

④ 子どもたちの価値観や道徳性は、学校生活だけでなく、さまざまな体験や人とのふれあいなどを通じて育まれていくものであり、道徳教育において家庭や地域社会と協力して取り組む必要があります。

主な取組内容

1 発達段階に応じた道徳教育の推進

- 子どもたちが、物事を多面的・多角的にとらえ、主体的に考えを深める中で自己を見つめ、他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことができるよう、教科書を主たる教材とした授業における指導方法の工夫改善を推進します。
- 教育活動全体を通じた道徳教育が進められるよう、道徳教育推進教師を中心とした推進体制の充実に取り組みます。
- 小中学校においては、道徳教育アドバイザーの派遣等を通じて、教員一人ひとりの指導力を高め、子どもたちが、答えが一つではない道徳的な問題について、「考え、議論する」授業づくりに取り組みます。
- 高等学校においては、高校生が義務を果たし責任を重んじながら、社会に参画できる力を育む取組を進めるとともに、新しく設置される公民科の教科「公共」を道徳教育の中核的な指導の場としつつ、道徳教育推進教師を中心として、

教育活動全体でさまざまな学びの機会を活用して、主体的に考え、議論する活動に取り組み、豊かな心や公共の精神等の道徳性を養います。

2 生命を大切にする教育の充実

・ 子どもたちの発達段階に応じて、他者とともによりよく生きようとする意識や生命を大切にする心を育むため、道徳科を要として、各教科等の授業のほか、異学年との交流、ボランティア活動、地域での体験的な学習等の取組を推進します。

3 家庭・地域と連携した道徳教育の推進

・ 各学校が、家庭や地域との共通理解を深め、連携を図りながら道徳教育を実施できるよう、市町等教育委員会と協力しつつ、道徳の授業参観や保護者や地域の方々の協力を得て行う体験活動等を促進します。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
道徳科の授業で家庭や地域と連携した取組を行っている小中学校の割合	小学校　78.7% 中学校　48.7% （30年度）	小学校　100% 中学校　100%

※ 道徳科での子どもたちの学ぶ姿を保護者や地域の人々に紹介するなど、家庭や地域社会と連携した取組を行っている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（６）読書活動・文化芸術活動の推進

めざす姿

子どもたちが、自ら読書に親しみ、楽しむことを通じて、多様な考えや価値観に触れ、想像力や思考力を高め、豊かな感性を育んでいます。また、さまざまな文化芸術に親しむことや、想像力や表現力を発揮して作品制作等に取り組むことを通じて、感性や情操を磨き、豊かな人間性を身につけています。

現状と課題

① 子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、探究心やよりよく生きる態度等を身につけていく上で不可欠なものであり、社会全体でそのための環境整備を推進していくことが求められています。

② 平成31(2019)年度（令和元年度）全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査の結果では、授業時間以外に平日10分以上読書をする本県の小中学生の割合は、小学生が63.9%、中学生が45.5%で全国平均を下回っている状況です。また、第64回「学校読書調査」における全国の不読者の割合は、小学生8.1%、中学生15.3%、高校生55.8%となっており、年齢が上がるにつれて不読者の割合が高くなっていることから、発達段階に応じた読書習慣の形成が求められています。

③ 子どもの読書習慣の形成を図るためには、読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の普及啓発について、学校・家庭・地域それぞれの役割に応じた取組が必要です。また、子どもたちが、さまざまな機会・場所において意欲的に読書活動を行うことができるよう、学校図書館の図書館資料の充実と、司書教諭および学校司書の配置充実やその資質向上が大切です。

④ 美しいものや優れたもの、芸術的なもの、地域や我が国の伝統文化にふれることによって、豊かな感性・情操を養い、生涯にわたって文化や芸術に親しみ、その継承や創造に寄与する態度や能力を育てることが大切です。

⑤ 文化部活動については、生徒が文化、科学、芸術等の活動をとおして楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動であるとともに、良好な人間関係などを培う場として大きな役割を果たしています。一方で、生徒の過度な負担や教員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。

主な取組内容

1 学校における読書活動の推進

・ 子どもたちの読書に対する興味や関心を育み、主体的な読書習慣を確立するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実するとともに、学校図書館ボランティア等との連携を促進します。

・ 子どもの読書習慣を形成できるよう、学校図書館を活用した授業、全校一斉読書、子どもたち同士で本を紹介する取組、ビブリオバトル[1]、ブックトー

[1] ビブリオバトル（書評合戦）：発表者が一人５分で本を紹介し、最後に、参加者全員で「どの本が一番読みたくなったか」について投票を行い、最多票を集めたものを「チャンプ本」とするゲーム。発表者だけでなく、発表を聞く者にも読書への興味を高める効果がある。

ク[2]等の多様な読書活動を推進し、読書機会の拡充を図ります。

・　読書環境の整備および読書機会の提供のため、学校図書館図書標準の達成や学校図書館への新聞配備とともに、学校司書の配置等を促進します。

2　家庭における読書活動の推進

・　子どもたちの読書習慣づくりに向け、学校や公立図書館、ＰＴＡとの連携のもと、「家庭読書（家読（うちどく））」の取組を推進します。

・　保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。

3　地域における読書活動の推進

・　子どもたちが本を読む意義について理解を深めるため、教育・福祉関係者・図書館関係者、読書ボランティア等を対象とした研修会や講演会を実施します。

・　読書活動の実施・拡大を図るため、優れた取組を行っている学校や図書館、読書ボランティア等の活動の普及に取り組むとともに、民間団体・企業等が行う読書活動推進の取組を支援します。

・　公立図書館等における図書や設備の整備が着実に進むよう、情報提供を行うなど、市町の子ども読書推進計画に基づく取組を促進します。

4　文化芸術活動の推進

・　子どもたちの豊かな感性や情操を育み、生涯にわたり文化芸術に親しむ態度を養うため、国事業を活用し、芸術家を派遣するなど、本物の文化芸術にふれる機会を提供するとともに、子どもたちが作品等を通じて表現、発表する機会の拡充に取り組みます。

・　学校文化活動において、地域の方々との交流を深め、郷土の歴史や文化等を学ぶ機会を充実します。

・　三重県総合博物館（ＭｉｅＭｕ）や三重県立美術館、斎宮歴史博物館、三重県総合文化センター等において、子どもたちを対象とした参加体験型の学習プログラムや出前授業等を実施します。

・　学校の文化部活動における専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、文化部活動指導者の派遣等の支援を行います。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
授業時間以外に読書をする子どもたちの割合	小学生　63.9% 中学生　45.5%	小学生　65.7% 中学生　50.4%

※　「学校の授業時間以外に、普段、１日当たりどれくらいの時間、読書をしますか」という質問に対して、「10分以上」と回答した公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

[2] ブックトーク：子どもや成人の集団を対象にして、あらかじめ決めたテーマに沿って選んだ何冊かの本のあらすじや著者紹介等を交えて、本への興味が湧くような工夫を凝らしながら内容を紹介すること。

施 策 名	（７）体力の向上と学校スポーツの推進

めざす姿

子どもたちが体を動かすことを好きになり、運動やスポーツに積極的に取り組むことによって、心身の健康が保持増進され、体力が向上しています。また、子どもたちが本県で開催される大規模なスポーツ大会に「する」、「みる」、「支える」、「知る」といったさまざまな形で関わることにより、競技の技能やスポーツへの関心を高め、学校スポーツが活性化しています。

現状と課題

① 柔軟性や筋力、持久力等の基礎的な体力は、生涯にわたって健康を保持増進することに重要な役割を果たします。また、豊かなスポーツライフを実現することで、意欲や気力が充実し生活習慣に良い影響を与えます。幼児期を含め、子どもたちが、日常生活の中で体を動かすことが少なくなっていることから、継続して遊びや運動に取り組む機会を確保することが必要です。

② 全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、本県の子どもたちの体力は、全国と同等の水準に向上してきましたが、継続的に全国平均を下回っている種目があることや、1週間の総運動時間が60分未満の児童の割合が増加していることなどの課題がみられます。

③ 学校における運動部活動については、生徒の健全な成長等に意義のある活動となっています。一方で、生徒の過度な負担や教員の負担につながっているとの指摘もあり、「三重県部活動ガイドライン」に基づいた適切な運営と効果的な指導が求められています。また、少子化が進む中で、各学校での運動部活動の継続が困難な状況も生じています。

④ 近年の猛暑による熱中症など、体育活動および運動部活動中の事故が発生しており、事故防止の徹底に取り組む必要があります。

⑤ 令和２年度の東京オリンピック・パラリンピックや全国中学校体育大会、令和３年度の三重とこわか国体・三重とこわか大会といった大規模な競技大会が開催されます。子どもたちが、「する」、「みる」、「支える」、「知る」立場から参加することにより、学校スポーツを活性化していく必要があります。

主な取組内容

1 子どもたちの体力向上に向けた運動機会の拡充

・ 子どもたちの体を動かす遊びがより充実するよう、幼稚園教諭や保育士等を対象とした研修会を開催するとともに、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用し、家庭と連携しながら幼児期から運動に親しむ習慣づくりに取り組みます。

・ 体育授業以外で子どもたちの運動機会を拡充する学校の取組が進むよう、市町等教育委員会と連携し、各学校における体力向上の目標設定や効果的な「１学校１運動」(学校全体でなわとびやマラソン等に取り組む活動)の取組を推進します。

2 教職員の指導力向上による体育授業等の充実

・ 子どもたちが体育・保健体育の授業をとおして運動の楽しさや喜びを味わい、自ら進んで運動する習慣を身につけるとともに、発達段階に応じた体力や技能が養われるよう、授業の工夫や改善による魅力ある授業づくりに向けた研修会を実施します。

3 三重県部活動ガイドラインに基づいた適切な部活動運営の推進

・ 各学校の適切な部活動運営に向けて、市町等教育委員会と連携し、毎年度その運営を検証しながら学校部活動運営方針の見直しなどの改善を促進します。また、全ての公立中学校等や県立学校で学校部活動運営方針に沿った活動が行われるよう、大会の運営等、課題となっている点について改善に努めます。

・ 短時間で効率的・効果的な部活動指導が行えるよう、部活動指導者が具体的な技術指導等を学ぶ研修会を実施します。

4 地域人材の活用および地域スポーツの充実

・ 部活動における子どもたちに対する専門的な指導を充実するとともに、教職員の負担軽減を図るため、外部のスポーツ人材の効果的な配置に取り組みます。

・ 他校との合同練習や地域のスポーツクラブへの参加など、中学生期のスポーツ活動の機会確保に向けて、地域スポーツとの連携等について市町等教育委員会と共に検討します。

5 学校スポーツにおける事故防止

・ 事故防止に向け、子どもたち個々の運動能力や体力の実態・適性や興味関心に応じて、適切な指導計画を立てることができるよう、教職員の指導力向上に取り組みます。

・ 中体連、高体連等の学校体育関係団体と連携し、各種大会における事故防止に向けた運営の改善や注意事項の啓発・周知の徹底に取り組みます。

6 全国規模の大会を活用した学校スポーツの活性化

・ 多くの子どもたちが感動や達成感を得て、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続できるよう、大会への出場支援、開催準備・運営・観戦等のさまざまな体験、交流を推進します。また、大会の成果を生かしながら、スポーツに対する子どもたちの関心を高め、競技力の維持・向上の取組を進めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
体力テストの総合評価が「A」・「B」・「C」の子どもたちの割合	78%（30年度）	80.0%

※ 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A」・「B」・「C」・「D」・「E」の５段階のうち上位３段階である「A」・「B」・「C」の公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
授業以外でも運動やスポーツをしたいと思う子どもたちの割合	69.0%（30年度）	71.5%

※ 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の児童生徒質問紙調査の「授業以外でも運動やスポーツをしたいと思いますか」という質問に「思う」と回答した公立小中学生の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

施策名	（８）健康教育・食育の推進

めざす姿

子どもたち一人ひとりが、生涯にわたり心身の健康を自ら管理できるよう、学校・家庭・地域が一体となって健康教育・食育に取り組み、健康で充実した生活を送るために必要な知識と、自ら判断し実践する能力を身につけています。

現状と課題

① 社会の環境変化や、家庭におけるライフスタイルの多様化等に伴い、子どもたちの食事、運動、睡眠等の基本的な生活習慣の確立が難しくなっています。

② 身体活動の源となる栄養の摂取には歯と口の健康づくりが重要です。本県の子どもたちの一人あたりの平均むし歯数は、全国平均と比べて高い状況が依然として続いていることから、歯と口の健康づくりのより一層の充実を図る必要があります。

③ 情報化社会の進展により、性や薬物等に関する情報の入手が容易になる中で、子どもたちが、情報等を正しく選択し、適切に行動できるようにすることが求められています。

④ 本県の献血率は全国平均より低い状況が続いていることから、高校生への一層の啓発が求められています。

⑤ アレルギー疾患や心の健康に課題を抱える子どもの増加等、多様化する子どもたちの健康課題への対応や感染症への対策が求められています。

⑥ がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診の大切さ等について理解するとともに、がん患者に対する正しい認識を深めるため、がん教育を推進する必要があります。

⑦ 望まない妊娠や、思春期の性感染症を予防するとともに、子どもたちが自らの人生や家族の大切さについて考え行動できる力を育む必要があります。

⑧ 健全で正しい食生活を送ることは、子どもたち自身の健康の維持だけでなく、学力や体力とも相関関係があると指摘されています。こうした中、不規則な食事や朝食の欠食等、子どもたちの食生活にはさまざまな状況がみられます。

また、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、地産地消の意識を醸成するため、学校給食等を活用した食育の推進が求められています。

主な取組内容

1 健康教育の推進

・ 望ましい生活習慣の確立等、子どもたちの健康課題に適切に対応し解決するため、各教科、特別活動等学校の教育活動全体で健康教育を推進します。

2 保健教育の推進

・ むし歯や歯肉炎等を予防し、子どもたちの歯と口の健康づくりを一層推進するため、学校歯科医等と連携したフッ化物洗口の実施や正しい歯みがきの指導等、歯科保健を充実します。また、学校、行政、医療機関等が連携して取り組むネットワークの構築を進め、各地域における歯科保健活動の充実を促します。

・ 飲酒、喫煙、薬物乱用と健康との関わりについて、子どもたちが早い時期から認識を深められるよう、薬物乱用防止教室等、関係機関と連携した取組を推進します。

・ 高校生が献血の意義や制度についての理解を深められるよう、関係機関と連携し、学校における「献血セミナー」の計画的な実施等に取り組みます。

3 事故や感染の予防体制・相談体制の充実

・ 子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、教職員が研修会等を通じてアレルギー疾患や感染症に関する理解を深めるとともに、事故や感染を予防し、緊急時に適切に対応できるよう、専門家や関係機関からの協力を働きかけるなど市町等教育委員会や各学校の取組を支援します。

・ 不安や悩み、ストレス等により心の健康に課題を持つ子どもたちへの対応にあたって、地域の専門家を効果的に活用するなど、学校における相談体制の充実に取り組みます。

4 がん教育の推進

・ がん教育についての指導者向け研修会を医療関係者等と連携して実施するなど、子どもたちが、がんについて学び、正しく理解し、自他の健康と命の大切さについて考える、がん教育の充実に取り組みます。

5 ライフデザインの促進

・ 子どもたちが、家庭を築くことや子育ての意義、妊娠・出産等について考え、理解を深められるよう、ライフデザインをテーマとした講演会や保育実習等を実施します。また、子どもたちが命の大切さや性に関する正しい知識を身につけ、行動できるよう、保健体育等の教科や学級活動等の特別活動において性に関する指導を行うとともに産婦人科医等による講習を実施します。

6 食に関する指導の充実

・ 子どもたちが、栄養や食事のとり方、食料の大切さ等について、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力等を身につけることができるよう、教育活動全体で計画的・継続的に食育に取り組みます。

・ 地場産物やその生産者への関心や理解が深まるよう、郷土の食材を活用したり、農業体験等の活動を行ったりするなど、家庭、生産者、地域、大学・研究機関、企業等さまざまな主体と連携し、学校における食に関する指導を進めます。

・ 地場産物を使用したメニューを自ら考え調理する取組をとおして、子どもたちが食生活に関心を持ち、望ましい食習慣を身につけられる実践力を育みます。また、朝食摂取やバランス良く栄養を摂ることの重要性等について保護者や地域へ啓発します。

7 学校給食の充実

・ 学校給食を「生きた教材」として活用し、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもたちの関心と理解を深めます。また、生産者、食品製造事業者をはじめとした学校給食関係者と連携して、地場産物の活用促進に取り組みます。

・ 安全で安心な学校給食を提供するため、衛生管理講習会等を開催し給食関係者の資質向上および衛生管理の徹底を図るとともに、ヒヤリハット事例集等を活用することで、学校給食の異物混入の防止に取り組みます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
むし歯予防に取り組んでいる小学校・特別支援学校（小学部）の割合	71.5%（30年度）	100%

※ 年間を通じて、給食後の歯みがき指導又はフッ化物洗口を実施している公立小学校および特別支援学校（小学部）の割合（三重県教育委員会調べ）

基本施策２

個性を生かし他者と協働して未来を創造する力の育成

基本施策のめざす姿

子どもたちが、急速な技術革新等により変化が激しく予測困難な社会にあっても、変化を前向きに受け止め、社会の一員としての自覚と責任を持ち、自らの感性や創造性を発揮して、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を創っていく力を身につけています。

基本的な考え方

変化が激しく予測困難な社会を生き抜いていくためには、様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働しながら、困難な課題に挑戦していける力が求められます。

この基本施策では、年齢・国籍等多様な人とのコミュニケーション・協力を通じて社会的課題を乗り越える力、答えのない課題に向き合い新たな価値を創造することができる力の育成につながる各施策を展開し、子どもたちに豊かな未来を創っていく力を育み、高めていくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策２を構成する施策】

1　主体的に社会を形成する力の育成
2　キャリア教育の充実
3　グローカル教育の推進
4　知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
自立した主体として、社会において権利を行使し責任を果たそうと考える高校生の割合	62.3%	74.3%

※「社会の一員として権利を行使し、義務と責任を果たそうと考えていますか」、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがありますか」という質問に対して肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（１）主体的に社会を形成する力の育成

めざす姿

子どもたちが、世界や地域で起きている経済・社会・環境等の問題について、自らのこととしてとらえ、社会の形成者としての自覚と責任を持ち、他者と協働しながら、解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。

現状と課題

① 公職選挙法が改正され、平成28（2016）年から選挙権年齢が満18歳以上となったことや、令和４（2022）年４月から成年年齢が18歳に引き下げられることをふまえ、子どもたちが早い段階から自由・権利や責任・義務に向き合い、社会を形成していく力を育むとともに、契約や取引のルール、消費問題の知識やその対処方法を身につける必要があります。

② グローバルな諸課題の解決をめざす国際目標（ＳＤＧｓ）の考え方についての理解を促すとともに、「誰一人取り残さない」持続可能な未来の社会を主体的に創造する力を育む必要があります。

③ 子どもたちが、学ぶことと社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を発揮して、生活や社会の中で出会う課題を主体的に解決していく力を育む必要があります。

主な取組内容

1 社会の形成者として自覚と責任を持ち、自ら行動する力の育成

・ 子どもたちの発達段階に応じた一貫性のある主権者教育を推進できるよう校種を越えて連携を深めます。小中学校においては、社会科を中心に、地域や社会にある課題や我が国の政治の働きについて関心を持ち、多角的に考えたり、話し合ったりする授業づくりを推進します。高等学校においては、令和４年度から新しく実施される科目「公共」の授業を中心に、現代の諸課題の解決に向けて自分の意見や考えを伝えあい、協働してよりよい社会を形成しようとする力を養います。

・ 関係する諸機関や地域の人材を積極的に活用し、選挙管理委員会等と連携し模擬選挙等を実施したり、議会等と連携し地域の課題について話し合ったり、税務署等と連携し租税や財政について学ぶなど、主権者としての意識を高める取組を推進します。

2 実社会で必要とされる力の育成

・ 小中学校においては、社会科と家庭科を中心に、個人や企業の経済活動における役割や責任、買い物や売買契約の基礎と仕組み、計画的な金銭管理の必要性など、自立した消費者としての役割や責任ある消費行動についての学習を推進します。

・　高等学校においては、家庭科や公民科の授業において、多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み、法の機能、租税の意義と役割等についての学習を深めます。
・　消費生活に関する正しい知識の習得および倫理的消費（エシカル消費[1]）など持続可能な消費行動についての理解の促進に向け、関係機関と連携し、子どもたちの発達段階に応じた消費者教育を体系的に推進します。

3　ＳＤＧｓに向けた課題解決力の育成
・　ＳＤＧｓに関連する世界で起きている諸問題について、子どもたちが自らのこととして課題を理解し、地球的視野でとらえ、地域や民間企業等と連携しながら主体的に解決を目指す実践的な活動を推進します。
・　地球温暖化防止等に向け、子どもたちが自ら考え、主体的に環境保全活動に参画していくために、市町、地元企業等と連携して、実践的で探究的な環境学習を推進します。
・　子どもたちが、主体的に森林や木に対する理解を深めていけるよう、体験型の森林環境教育・木育を推進します。また、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点として、関係機関と学習のコーディネートを進めるとともに、出前授業の実施や指導者間のネットワークづくりに取り組みます。
・　子どもたちに「もったいない」という意識を育むため、市町等と連携し、ごみ減量化やリサイクルに関する教育、啓発活動に取り組みます。

4　地域と連携した課題解決型学習（ＰＢＬ）の推進
・　高校生が、学校での学びだけではなく、地域の方々や職業人など多様な人々と関わりながら、地域の特色や産業を題材に、地域の魅力や課題を知り、自分たちに何ができるのかを主体的に考え行動する課題解決学習に取り組みます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
社会的な課題について話し合う活動を行っている高等学校の数	20 校（30 年度）	56 校

※　政治的事象や環境問題、持続可能な消費と生産など、社会的課題の解決に向けた考えを深める話し合い活動を実施している県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

1 エシカル消費：消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

施策名	（2）キャリア教育の充実

めざす姿

子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら学び、進路を決定する能力や態度、人間関係を築く力等、将来の社会的・職業的自立に必要な資質・能力を身につけています。

現状と課題

① 社会が急速に変化し就労内容の多様化等が進む中、子どもたちが、自らの生き方や働き方について考えを深め、職業生活に必要な知識や技能を育むことや、学習生活と社会のつながりを意識した教育の必要性が一層高まっています。

② 県内事業所における、新規高等学校卒業者の卒業後３年以内の離職率は、36%程度で高止まりしています。

③ 外国人の子どもたちや発達障がいのある子どもたちが増加している中、将来地域で自立して生活していこうとする意欲や社会生活・職業生活で必要となる知識・技能を育てる必要があります。

④ 子どもたちが、多様な選択肢の中から進路を決定する能力や態度を身につけることが求められている中、普通科においても、専門的な知識、技能、能力や態度を育成する職業教育の必要性が高まっています。

主な取組内容

1 発達段階に応じた系統的なキャリア教育の推進

・ 子どもたちが学校での学習と自分の将来との関係に意義を見い出して学ぶ意欲を高めるとともに、学校での学びを社会に役立てられるよう、子どもの発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

・ 子どもたちが将来の生き方や卒業後の進路に対して見通しを持って学ぶことができるよう、各学校における上級学校への体験入学、上級学校の教職員・生徒・学生による出前授業等、校種を越えた学びの機会を拡充します。

・ 子どもたちが、学習の見通しを立て、新たな学習への意欲を高めたり将来の在り方生き方を考えたりすることができるよう、学校で学んだことや体験したことを記録し蓄積するポートフォリオ等を活用した系統的な学習を進めます。

・ 子どもたちの発達段階に応じた、系統的なキャリア教育を推進できるよう、教職員が異なる校種におけるキャリア教育についての理解を深める機会を充実させます。

2 組織的なキャリア教育の充実

・ 地域の企業や大学、関係機関など、さまざまな主体とキャリア教育のねらいや課題・成果等を共有し、地域と一体となったキャリア教育を推進します。

・ 地域と連携し、子どもたちが県内の魅力ある仕事への理解を深めることができ

るよう、就業体験や地域の職業人による出前授業、講演等の取組を拡充します。

・　子どもたちが、他者と協働して問題解決に取り組む意欲や能力を身に付けられるよう、各学校における課題解決型のインターンシップや地域の課題を題材とした学びを推進します。

・　高校生が、将来の進路決定に役立てられるよう、地域の企業と連携し、地域の産業や仕事についての理解を深める取組を推進します。

・　各学校が、キャリア教育計画を継続的に見直し、子どもたちに社会的・職業的自立に必要な能力や態度を育成します。

3　進路実現に向けた支援の充実

・　新規に高等学校等を卒業し就職した生徒が職場で活躍できるよう、学校と経済団体、関係機関、地元企業等が連携した就職支援と早期離職防止に向けた定着支援の充実に取り組みます。

・　高校生が学ぶ意欲と目的を持って進路を選択できるよう、大学と連携した専門的な学びの機会や、他校の生徒と切磋琢磨し互いに高めあう機会を拡充します。

4　職業教育の充実

・　地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。

・　生徒の学習ニーズや希望進路の多様化に対応し、普通科においても職業教育の充実に取り組みます。

・　基礎的な実習が安全に行えるよう、老朽化した実習設備を計画的に更新します。また、時代の変化に対応した学習が行えるよう実習設備の整備を行います。

5　特別な配慮が必要な子どもたちへのキャリア教育の推進

・　外国人の子どもたちが将来を見通して主体的に進路を選択できるよう、日本での働き方や学び方についての理解を深める機会を設けます。

・　人間関係を構築することに苦手意識のある生徒が、将来の社会生活や職業生活で他者と協力・協働できるよう、コミュニケーション・スキルを身につける取組を推進します。

・　特別支援学校においては、子どもたちが自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
目標を持って学習や活動に取り組んでいる子どもたちの割合	小学生　89.3% 中学生　85.0% （30年度） 高校生　65.9% （元年度）	小学生　92.0% 中学生　87.0% 高校生　75.0%

※　「目標の達成をめざして、学習や活動ができていますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（３）グローカル教育の推進

めざす姿

子どもたちが、グローバルな視野と志を持ち、異なる文化に対する理解、郷土への愛着、語学力やコミュニケーション能力などを高め、将来、世界にあっても、地域にあっても、活躍できる力を身につけています。

現状と課題

① 経済、社会、文化等のさまざまな面でグローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しており、国際協調の必要性が一層高まっています。そのような中、訪日外国人と接する機会が増加したり、子どもたちが卒業後に海外へ赴任する機会が訪れたりするなど、外国語を用いたコミュニケーションを行う機会が格段に増えることが予想されます。

② 令和２（2020）年度から小学校において３・４年生で外国語活動、５・６年生で外国語科が実施されており、英語教育の充実と教職員の指導力の向上に取り組む必要があります。また、小学校・中学校・高等学校の系統的な英語教育が求められています。

③ 本県は、県内人口に占める外国人の割合が全国４位となっています。また、出入国管理法等が改正され、これまで以上に外国人が地域社会に参画できる多文化共生の社会づくりが求められています。

④ 本県の公立小中学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍率は全国１位（平成 28 年度）となっており、さまざまな国や地域にルーツを持つ子どもたちが学んでいます。こうした本県の特色を活かしつつ、子どもたちに、互いの文化の違いを認め合い、協力しながら社会を創っていく力を育む必要があります。

⑤ グローバル化が進展する一方で、地域活性化の取組が進められており、子どもたちに、郷土の良さについて誇りを持って語ることができる力とともに、地域への愛着や関心を持ち、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育むことが求められています。

主な取組内容

1 <u>多文化共生教育の推進</u>

- 県内に在住する外国人との交流や、ＡＬＴ（外国語指導助手）、ＣＩＲ（国際交流員）等との交流を通じて、異なる文化を持った人々とのコミュニケーションを促進します。
- 高校生の国際的な視野を広げ、将来グローバルな舞台で活躍しようとする意欲を高められるよう、留学や海外インターンシップを紹介する場を設定するとともに長期留学および短期留学等を支援します。
- 高校生が留学生等と交流し、英語によるディスカッションやディベートを行う機会の創出等、思考力や発信力の向上を図る取組を進めます。
- ユニセフ、ユネスコ、ＮＧＯ、ＮＰＯ等のさまざまな機関と連携し、子どもたちが多様な生き方、価値観、文化等に触れる機会を創出します。
- 子どもたちが、互いの国・地域の食文化や伝統行事等を紹介し合う取組や地域に暮らす外国人の方との交流など、本県の特色を活かした多文化共生教育を推進します。

・ 国際交流や国際理解教育を推進するキーパーソンとなる教職員を対象とした研修を実施します。

2 英語教育の推進

・ 小学校における英語活動や英語教育が全ての地域でより効果的に実施されるよう、出前研修の実施や地域での研究授業、教材の提供などの取組を進めます。

・ 英語での発信力の向上を図るため、発達段階に応じて実践的に英語を使用できる環境を拡充します。

・ 新学習指導要領の趣旨をふまえ、子どもたちが「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと（やり取り・発表）」、「書くこと」をバランスよく統合させた英語コミュニケーション力を高める授業への改善を一層推進します。

・ すべての子どもたちが、英語に親しみ、発達段階に応じた英語力が身につけられるよう、英語教育に携わる教員の英語運用力・実践的指導力の向上を図る研修を実施します。

3 郷土教育の推進

・ 子どもたちが、郷土三重への理解を深め、誇りを持って語ることができるよう、地域の自然や歴史、文化、伝統行事などに関する学習を促進します。

・ 子どもたちが、将来地域で活躍する意欲と態度を身につけることができるよう、地域の産業に関する学習や地域で活躍する人々から学ぶ取組など、地域と連携した郷土教育を推進します。

・ 高校生が地域への愛着を深め、地域のために考え行動しようとする意欲を身につけられるよう、地域の活性化等に取り組む地域課題解決型の学習を推進します。

4 チャレンジ精神の育成

・ 海外研修、各種コンテストへの参加、探究的な活動の成果報告会の開催等をとおして、グローバルな視野を持ちながら高い目標に向かって挑戦しようとする意欲の向上に取り組みます。

・ 将来、社会に貢献しようとする「志」を育成するため、子どもたちが地域や社会の課題等について、学校の枠を越えて議論するなど、主体的に活動し、学びあう取組を推進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
日常的な話題や社会的な話題について、英語でやりとりすることができる高校生の割合	38.7%（30年度）	50.0%

※ 文科省の「英語教育実施状況調査」における、高等学校卒業段階で CEFR A2 レベル相当以上を達成した県立高校生の割合（文部科学省「公立高等学校・中等教育学校（後期課程）における英語教育実施状況調査」）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
地域の行事に参加している子どもたちの割合	小学生 74.1% 中学生 56.8%	小学生 76.1% 中学生 62.8%

※ 「今住んでいる地域の行事に参加していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生の割合（文部科学省「全国学力・学習状況調査」）

施 策 名	（４）知識を活用して新たな価値を創り出す力の育成

めざす姿

子どもたちが、より深く学ぶことで自らの可能性を広げるとともに、学んだことを実社会と結びつけて課題を解決する学習を進めることにより、ＡＩやビッグデータ等の先端技術を活用する力、論理的・科学的に思考し活用する力、新たな価値を創り出す力を身につけています。

現状と課題

① 今後訪れる社会は、これまでの延長線上を大きく超えた劇的な変化が訪れることが予想されています。その中で、人間らしく豊かに生きていくためには、他者とともに社会活動等に参加していくコミュニケーション力や、答えが一つでない課題を解決する力が求められます。

② ＡＩ等の先進的な科学技術が進展する中、子どもたちには、先端技術を手段として積極的に活用しながら、人間ならではの考え方で実社会の課題等の解決を目指し、新たな価値を創造できる資質・能力を育成する必要があります。

③ 情報技術が人間の生活にますます身近なものとなる中で、その働きを理解して、よりよい人生や社会づくりに生かしていくために「プログラミング的思考」を身につけることが必要です。

④ 子どもたち一人ひとりの学習状況や置かれている環境に応じた最適な学びを可能にしていくことが求められています。

⑤ スマートフォンの普及が進み、子どもたちがインターネットを通じて犯罪やトラブルに巻き込まれたり、インターネット上の違法情報・有害情報にふれたりする危険が増しています。

主な取組内容

1 探究的な学びの推進

・ 各教科の基礎的な知識および技能を習得し、その知識を活用して思考することにより、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりする探究的な学びを充実します。

・ 各学校の探究的な学習の成果を集めた発表会「みえ科学探究フォーラム」、「高校生地域創造サミット」等を開催します。

2 ＳＴＥＡＭ教育[1]の推進

・ 子どもたちが文系・理系を問わず、教科横断的な視点で物事をとらえ、実社会での課題解決に向けて、創造的思考力や論理的思考力を育む取組を推進します。

[1] ＳＴＥＡＭ教育：科学（Science）、技術（Technology）、工学（Engineering）、芸術（Art）、数学（Mathematics）等の学習を実社会での課題解決に生かしていくための教科横断的な教育。

・　将来、国際舞台で活躍できる科学技術系人材を育成するために、スーパーサイエンスハイスクール指定校等を中心に、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の個性と能力を一層伸ばしていく教育に取り組みます。

3　一人ひとりに最適で効果的な学び（公正な個別最適化学習）の推進

・　ＥｄＴｅｃｈ[2]を効果的に活用することにより、生徒一人ひとりの学習状況や、置かれている環境に応じた学び（ＡＩを活用したドリル学習、遠隔教育等）の研究と実証を進めます。

・　先進的な科学技術を効果的に活用した学習を進められるよう、ＩＣＴ環境の基盤整備を進めます。

4　プログラミング教育[3]の充実と情報活用能力の育成

・　子どもたちがプログラミングの体験をとおして論理的思考力を身につけられるよう、プログラミング教育に関する教職員研修の実施や先進事例等の情報提供等、学校におけるプログラミング教育の充実に取り組みます。

・　各教科等におけるさまざまな学習活動をとおして、人々の生活を便利で豊かなものにしているプログラミングの働きやよさについて気づきを促し、コンピュータを活用して問題を解決する態度や情報手段を適切に活用していく力を育成します。

・　情報セキュリティを含む情報モラル教育を一層推進するとともに、ＳＮＳを始めとしたインターネットの適切な利用およびフィルタリングの普及促進のための広報啓発活動や非行防止教室等の取組を推進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な学習活動を行った高等学校の数	12 校（30 年度）	36 校

※　科学的、技術的、工学的、芸術的、数学的な見方・考え方を働かせて、問題を発見し、解決する教科横断的な学習活動を行った県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦している」と答えた高校生の割合	71.8%	76.0%

※　「困難だと思うことでも、前向きに考えて挑戦していますか」という質問に対して、肯定的な回答をした県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

---

2 ＥｄＴｅｃｈ：教育におけるＡＩ、ビッグデータ等のさまざまな新しいテクノロジーを活用したあらゆる取組。

3 プログラミング教育：子どもたちが、コンピュータに意図した処理を行うよう指示することができるということを体験しながら、発達の段階に即した、コンピュータを主体的に活用するための資質・能力を育む教育。

基本施策３

特別支援教育の推進

基本施策のめざす姿

障がいのある子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、継続的な指導・支援を受けることにより、自立と社会参画のために必要な力を身につけています。また、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが行事等の交流や授業で共に学ぶことなどをとおして、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

基本的な考え方

特別な支援を必要とする子どもたちが増加している中、障がいのある子どもたちと障がいのない子どもたちが可能な限り同じ場で共に学ぶ、インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育を推進するとともに、特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参画に必要となる力の育成に向け、一人ひとりの状況に応じた学びの支援を行うことが必要です。

また、障がいの有無に関わらず、お互いに尊重し合う共生社会の実現のため、特別支援教育に関する理解を広げていくことが必要です。

この基本施策では、特別な支援を必要とする子どもたちの一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びを支え、就学前から卒業後までの切れ目ない支援を充実する各施策を展開し、希望する進路等を実現するとともに、地域の中で豊かに自分らしく生活していくことをめざして取り組んでいきます。

【基本施策３を構成する施策】

1　一人ひとりの学びを支える教育の推進

2　特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
特別支援学校高等部の一般企業就職希望者の就職率	100%（30 年度）	100%

※一般企業への就職を希望している県立特別支援学校高等部の生徒の就職率（就労継続支援Ａ型事業所を除く）（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（1）一人ひとりの学びを支える教育の推進

めざす姿

特別な支援を必要とする子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、その能力や可能性を最大限に伸ばし、いきいきと学んでいます。また、特別な支援を必要とする子どもたちの支援情報が円滑かつ切れ目なく確実に引き継がれ、子どもたちの学びを支えています。

現状と課題

① 発達障がいを含む特別な支援を必要とする子どもたちが増加する中、本県においては、特別支援学校の整備、特別支援学級の設置、通級による指導を進めるとともに、全ての学校での特別支援教育コーディネータの指名、個別の教育支援計画の策定等を促進してきました。今後も、子どもたちが、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場において、適切な指導・支援を受けられるよう環境整備に取り組む必要があります。

② 特別な支援を必要とする子どもたちが、進学等による環境の変化に左右されず、安心して学ぶことができる継続した支援が求められています。

③ 特別な支援を必要とする子どもたちがどの学校にも在籍していることから、全ての教職員の特別支援教育に関する知識・技能を高めることが必要です。

④「障害者差別解消法」や「障がいの有無に関わらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」の施行など共生社会の実現に向けた取組が進む中、学校においては特別な支援を必要とする子どもを含む全ての子どもが、互いに尊重し合い、よさを認め合える人間関係を育むことが大切です。

主な取組内容

1 一人ひとりに応じた指導・支援の充実

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校それぞれの学びの場において、「個別の教育支援計画」および「個別の指導計画」に基づいた指導・支援を進めるとともに、引き続き一人ひとりに必要な合理的配慮[1]の提供を行います。
- 特別な支援を必要とする子どもたちを含む全ての子どもたちが「学ぶ楽しさ」「わかる喜び」を実感できるよう、授業のユニバーサルデザイン化を一層推進するとともに、教職員の指導力の向上に取り組みます。
- 特別な支援を必要とする子どもたちが通常の学級等の中で安心して学習することができるよう教育環境を整えるとともに、互いを理解し共に支え合う関係が築ける学級づくりを進めます。

[1] 合理的配慮：24ページ参照。

・　特別支援学校のセンター的機能として、引き続き小中学校等への教育相談や研修会等を実施し、教職員の特別支援教育に関する専門性の向上に向けて取り組みます。
・　かがやき特別支援学校では、発達障がいに関するセンター的機能の中核となる学校として、県立子ども心身発達医療センターと連携し、専門性の高い支援を行います。
・　高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒に応じた支援を進めるため、高等学校での通級による指導に取り組みます。また、小・中・高等学校の通級指導担当の教職員を対象とした研修会を実施し、指導の充実に取り組みます。
・　長期入院中の高校生に対してＩＣＴ機器の活用による在籍校からの授業配信等の学習保障の取組を進めます。

2　切れ目ない支援体制の充実

・　一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目ない支援のために、パーソナルファイル[2]を活用した支援情報の円滑かつ確実な引継ぎを進めます。
・　就学前から小学校等への支援情報の引継ぎについて、「ＣＬＭと個別の指導計画[3]」等により得られた内容を有効に活用し、早期からの適切な支援が行えるよう取り組みます。
・　通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校における支援方法や支援体制の違いなどに関する情報提供や相談等、子どもや保護者への丁寧な就学支援を進めます。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
小中学校の通常の学級において個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した学校の割合	支援計画 小学校　86.0% 中学校　70.2% （30年度） 指導計画 小学校　91.5% 中学校　85.1% （30年度）	支援計画 100% 指導計画 100%

※　通常学級において、個別の教育支援計画および個別の指導計画を作成した公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

2 パーソナルファイル：本人および保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校や医療、保健、労働等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画、母子手帳、お薬手帳等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する。（平成24年度から支援情報ファイルとして活用してきた「パーソナルカルテ」についてより使いやすいものになるよう内容を充実したもの。）

3 ＣＬＭ（Check List in Mie）と個別の指導計画：県立子ども心身発達医療センター（旧県立小児心療センターあすなろ学園）で開発された、子どもの育ちを見極め、適切な支援を行うためのツール。

施 策 名	（２）特別支援学校における自立と社会参画に向けた教育の推進

めざす姿

特別支援学校において、子どもたちが自立と社会参画のために必要な力を身につけ、卒業後も地域で豊かに自分らしく生活しています。また、特別支援学校と地域の小中学校等が交流活動を通じて共に学ぶことにより、互いに理解を深め、尊重する態度を身につけています。

現状と課題

① 特別支援学校においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を行ってきました。特別な支援を必要とする子どもたちが、卒業後も地域の中で豊かに自分らしく生活していけるよう、組織的・計画的なキャリア教育を推進する必要があります。

② 特別支援学校には、日常的に医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍しており、特に、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアに対応する必要があります。

③ 障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合えるよう、交流及び共同学習を進め、豊かな人間性を育むことが必要です。

④ 松阪あゆみ特別支援学校の開校やかがやき特別支援学校の再編整備等、特別支援学校の大規模な整備は完了しました。今後は、それぞれの地域の実情をふまえ、特別支援学校の施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応することが必要です。

主な取組内容

1 計画的・組織的なキャリア教育の推進

・ 「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づく、一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を一層充実させるため、授業改善に向けた授業研究等、指導力向上に努め、子どもたちの自立と社会参画に向けた取組を進めます。

・ 子どもたちが、自己選択、自己決定できる力を高め、地域でいきいきと暮らしていけるよう、特別支援学校版キャリア教育プログラムの活用等による幼稚部・小学部段階から高等部までの系統的なキャリア教育を進めます。

・ 特別支援学校では、生徒の適性や希望に応じた進路を実現するため、技能検定等の実施や早期からの計画的な職場実習、「三重県立特別支援学校における農業教育プログラム」等の活用による農福連携など、関係機関との連携をとおした職域の拡大に取り組みます。また、自分に適した職場で働き続けることができるよう、関係機関と連携し、定着支援を充実します。

・ 地域の障がい者就業・生活支援センター等と在学中から連携し、卒業後の支

援の主体を学校から関係機関へ円滑に引き継ぐために、「個別の教育支援計画」を活用した取組を進めます。

2 安全・安心・健康な生活を送るための取組

・ 安全で安心な医療的ケアを実施するため、医療的ケア担当者を対象とした研修や「特別支援学校における医療的ケアガイドライン」に基づくケアの実施等、関係機関と連携して取り組みます。また、小中学校にも医療的ケアを必要とする子どもたちが在籍していることから、市町等教育委員会と連携して、医療的ケアの実施状況を把握するとともに、ケアに関わる看護師等に対して必要な情報提供や研修機会の提供に取り組みます。

・ 特別支援学校においては、生涯にわたりスポーツに親しむ習慣をつけるよう、ボッチャ等を授業に取り入れるなど障がい者スポーツに係る取組を進めます。

・ 卒業後もより豊かな生活を送ることができるよう、地域の社会教育施設等における様々な学習機会に関する情報提供を行うなど、社会教育との連携を図り、生涯学習に関する意識を高める取組を進めます。

3 交流活動等を通じた特別支援教育の理解啓発

・ 特別な支援を必要とする子どもたちが、学校や社会で自分らしく生活していくために、みえ高文祭などの文化芸術活動や地域行事への参加や、地域の人たちを招いた特別支援学校の見学会の実施など、周りの子どもたちや保護者、地域への特別支援教育に係る理解啓発を図ります。

・ 障がいのある子どもにも障がいのない子どもにも、共に理解し尊重し合いながら協働して生活していく態度が育まれるよう、子どもたちや保護者の希望を聞きながら、各教科等のねらいをふまえた学習活動を取り入れ、近隣の学校や子どもが居住する地域の学校における交流及び共同学習を進めます。

4 特別支援学校における学習環境づくり

・ 在籍する子どもたちの増加や車両の老朽化に対応したスクールバスの配備と更新を進めます。

・ 特別支援学校に在籍する子どもたちが増加している地域もあることから、地域の実情をふまえ施設の狭隘化や個別の教育的ニーズ等に対応していきます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
特別支援学校における交流および共同学習の実施件数	845 回（30 年度）	950 回

※ 県立特別支援学校と小中学校、高等学校等との交流および共同学習を実施した回数（三重県教育委員会調べ）

基本施策４

安全で安心な学びの場づくり

基本施策のめざす姿

子どもたちにいじめや暴力を許さない心や、危険予測・危険回避能力が育まれるとともに、いじめや暴力行為の防止の取組やその解決に向けた組織的な対応、防災対策・防災教育、通学路等の安全対策、不登校児童生徒や教育的に不利な環境にある子どもたちへの支援を進め、子どもたちが安心して学ぶことができる環境が整っています。

基本的な考え方

社会総がかりで、いじめや暴力、台風や地震などの自然災害、交通事故や犯罪等から子どもたちを守り、育てるとともに、多様な主体が連携して被虐待児童への対応や不登校児童生徒への支援等を的確に行っていく必要があります。

また、家庭の経済的な事情等によって子どもたちの将来が左右され、閉ざされることなく、すべての子どもたちが質の高い教育を受けることができるよう、必要な支援を行っていくことが必要です

この基本施策では、学校内外における子どもたちの安全・安心の確保に向けた各施策を展開し、すべての子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、学びに向かい、夢や希望を実現していけることをめざして取り組んでいきます。

【基本施策４を構成する施策】

1　いじめや暴力のない学校づくり
2　防災教育・防災対策の推進
3　子どもたちの安全・安心の確保
4　不登校児童生徒への支援
5　学びのセーフティネットの構築・学びの継続
6　学校施設の充実

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
学校生活に安心を感じている子どもたちの割合	小学生　92.4% 中学生　95.7% （30年度） 高校生　88.9% （元年度）	小学生　95.4% 中学生　98.7% 高校生　92.3%

※「学校で、いじめや暴力の心配がなく、安心して学習することができますか」という質問に対して肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（１）いじめや暴力のない学校づくり

めざす姿

子どもたちが互いに認め合い、自ら考え、周囲と協力しながら、問題解決に向けて主体的に行動する力を身につけています。また、学校での取組とともに、地域や関係機関との連携による見守りや教育相談の充実など、いじめや暴力行為の未然防止および早期発見・早期解決に向けて取り組む体制が整っています。

現状と課題

① 全国でいじめによる深刻な事態が後を絶たない状況の中で、本県においては、いじめは学校だけの問題ではなく社会全体の問題であるととらえ、子どもたちに関わる全ての大人が学校内外のいじめの防止に取り組むことを目指して、平成30（2018）年４月に「三重県いじめ防止条例」を制定し、いじめの防止等の取組を進めてきました。

② 本県のいじめの認知件数は、全国と比べて全ての校種で下回っています。また、本県においても、いじめに係る重大事態が発生しています。子どもたちをいじめから守るためには、いじめはどの子どもにも、どこの学校でも起こりうるものであることを改めて認識し、いじめを積極的に認知することや、いじめられている子どもたちの立場に立ち、認知したいじめの早期解決に向けて学校全体で取り組むことが重要です。

③ 本県における暴力行為の発生件数については、自分の考えや気持ちをうまく伝えられず感情を抑えられずに暴力に及ぶことや、同じ子どもが繰り返してしまうことなどの理由により、特に小学校で増加しています。そのため、早い段階からの指導の充実と小学校と中学校とが連携した途切れのない支援が必要です。

④ 子どもたちの行動の背景には、心理的、家庭的に複雑な課題を抱えている場合があり、背景に寄り添った指導や支援を行う必要があります。また、学校だけでは対応が困難な事案が増加しているため、児童相談所や警察等の関係機関と連携して対応することが必要です。

⑤ スマートフォン等の急激な普及に伴い、ＳＮＳ等でのトラブルやいじめの事案が増加していることから、子どもたちのインターネットの適切な利用に関する知識や情報モラルを高めていく必要があります。また、子どもたちにスマートフォン等の適切に使用する力を育むためには、家庭の協力が不可欠です。

主な取組内容

1 社会総がかりでのいじめ対策の推進

・ 「三重県いじめ防止条例」に基づき、社会総がかりでいじめの防止等に取り組むため、いじめ防止強化月間やピンクシャツ運動等の取組を推進するとともに、いじめの防止に主体的に取り組むいじめ防止応援サポーターの増加に取り組みます。また、県民の皆さんのいじめの防止に関する理解を深めるため、イベントやＳＮＳの活用等さまざまな機会を利用して周知に取り組みます。

・ 弁護士会、臨床心理士会、警察、学校、教育委員会等、いじめの防止等に関係する機関および団体が連携して、本県の現状をふまえたいじめの防止等の対策を適切に実施するため、三重県いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの防止等に関する情報の交換および研究に取り組みます。

2 いじめや暴力を許さない子どもたちの育成

・ 道徳教育・人権教育をはじめ、学校の教育活動全体を通じて、子どもたちが生命を大切にし、いじめや暴力を許さず、相手を思いやる心や、個性を認め尊重する態度等を育みます。

・ 子どもたちがいじめを許さない気持ちをもち、いじめの防止に向けた主体的かつ自主的な行動ができる力を身につけられるよう、「いじめ予防授業」や児童会・生徒会活動、いじめについて話し合う活動などを促進します。

3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

・ 子どもたちの行動や言葉のわずかな変化等の兆候を察知し適切かつ迅速に対応し、子どもたちの心に寄り添った支援ができるよう、教職員のカウンセリングマインドや対応力の向上など、教育相談の質を高める研修会等を開催します。

・ いじめや暴力行為等の未然防止および早期発見・早期解決を図るため、教職員による子どもたちの見守りやスクールカウンセラー等による専門的な教育相談の充実に取り組むとともに、スクールカウンセラー、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等からなる専門家チームによる支援を推進します。

・ いじめ問題等に悩む子どもたちや保護者を支援するため、専門的な相談ができる「いじめ電話相談」や子どもたちが気軽に相談できる「子どもＬＩＮＥ相談みえ」を実施するとともに、受け付けた相談の中で、専門的な対応が必要なものに対して臨床心理士、社会福祉士等による支援を行います。

4 いじめの実態把握と組織的な対応の推進

・ 「三重県いじめ防止条例」や「三重県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの定義に沿ったいじめの認知が適切に行われるよう、いじめの認知の重要性や児童生徒の状況把握の方法等について、生徒指導担当者の研修会等で周知します。

・ 各学校において、学期に１回以上のアンケート調査や面談を実施するとともに、実施方法の工夫・改善に取り組みます。また、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めます。

・ いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、管理職をはじめとして、学校いじめ防止委員会で共有し、組織的にいじめの解消に向けて取り組みます。

5 スマートフォン等に対応した情報モラル教育の推進

・ 子どもたちがインターネットを適切に活用する力や、インターネットの利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につけられるよう、学校での子どもたちによるルールづくりや児童会・生徒会による啓発活動など、子どもたちの主体的な活動を促進します。

・ インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のＷｅｂサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
いじめ防止応援サポーターとしていじめの防止に取り組む団体数	450 団体	650 団体

※ いじめ防止応援サポーターとして、県いじめ防止条例の趣旨に賛同し、いじめの防止に取り組む事業所・団体・個人の数（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
いじめの認知件数に対して解消したものの割合	96.7% （30 年度）	100%

※ 当該年度中に発生したいじめの認知件数のうち、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」で示された解消要件（認知後少なくとも３か月経過）を満たすものの割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（２）防災教育・防災対策の推進

めざす姿

防災学習を通じて、子どもたちが、地震や津波、風水害など自然災害に対して、自分の命は自分で守る力を身につけています。また、学校の防災機能の強化が進むとともに、災害時に学校の避難所運営や子どもたちの心のケア等にあたる教職員を支援し、学校教育を速やかに復旧するための体制が整備されています。

現状と課題

① 本県においては、南海トラフ地震の発生が危惧されるとともに、台風等による風水害が発生しています。南海トラフ地震や津波、風水害等の自然災害から子どもたちの命を守るため、学校における防災教育を推進する必要があります。

② 地震、台風、局地的大雨等による災害発生時においては、子どもたちが自らの命を守ることに加えて、発達段階に応じて地域の一員として行動できる力を身につけることが求められています。

③ 南海トラフ地震等の大規模災害が発生した場合に備え、教職員の実践的な災害対応力の向上を図るとともに、被災した子どもたちのケアや、学校での避難所運営、学校の早期再開などを行うための体制を整えることが必要です。

④ 県立学校の屋内運動場等の天井落下防止対策は、令和元年度に完了しましたが、地震等の災害発生時に子どもたちの安全を確保するため、施設面での防災・耐震対策をさらに進める必要があります。

主な取組内容

1 子どもたちの防災学習の充実

・ 子どもたちが自分の命は自分で守る力を身に付けられるように、防災ノート等の防災学習教材の一層の充実を図るとともに、防災タウンウォッチング・防災マップづくり等の体験型防災学習や防災訓練等の実施を支援し、学校における防災教育を推進します。

・ 学校における防災教育・防災対策をより一層推進するため、各学校に学校防災リーダーを配置するとともに、みえ防災・減災センター等と連携して防災に関する研修を行い、学校で防災学習や防災対策を行う教職員の資質向上を図ります。

2 家庭、地域との連携

・ 子どもたちの安全を確保するとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できるように、学校が保護者や地域の方々、近隣学校などと合同での防災学習や避難訓練の実施等、学校と家庭や地域が連携した取組を進めます。

3 災害時の学校支援体制の整備

・ 避難所の開設・運営や学校の早期再開、子どもたちの心のケアなど、災害時の学校運営に関する専門的な知識や実践的な対応能力を備えた教職員からなる災害時学校支援チーム（仮称）を編成するとともに、官民連携による災害時の子ども支援に取り組むなど、災害時における学校教育を速やかに復旧する体制を整備します。

4 学校施設の防災・耐震対策の推進

・ 非構造部材の耐震対策工事等、小中学校における防災・地震対策が充実するよう、市町に対し各種情報の提供や国助成制度の活用に係る助言等を行います。

・ 県立学校では、校舎の老朽化対策とあわせ、外壁などの落下防止対策に取り組みます。

・ 大規模災害の発生に備え、学校における子どもたちや教職員用の備蓄物資、防災資機材等の管理を適切に行います。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
家庭や地域と連携した防災の取組を実施している学校の割合	92.4%（30年度）	100%

※ 家庭やＰＴＡ、自主防災組織、地域住民など、他の主体と連携した防災の取組を実施している公立小中学校および県立学校の割合（三重県教育委員会調べ）

施策名	（3）子どもたちの安全・安心の確保

めざす姿

学校・地域・関係機関が一体となって通学路等における子どもたちの安全確保に取り組む体制の構築が進むとともに、安全教育の推進により、子どもたちが危険予測、危険回避能力を身につけています。

現状と課題

① 通学路等では、自転車乗車中をはじめとする子どもたちが関わる交通事故や、子どもたちが被害者となる犯罪、不審者等による声掛け、つきまとい等の事案が後を絶ちません。子どもたちが将来にわたってこうした事故や事件の当事者とならないよう、子どもたち自身が危険を予測し、自らの判断によって危険を回避する能力を身につけることが必要です。

② 近年、子どもたちが集団で移動中に突然の交通事故の犠牲となったり、不審者による被害に遭遇する事案が発生し、大きな社会問題となっています。次代を担う子どもたちの尊い命を守るためには、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等が連携し、地域社会全体で子どもたちを守る体制が必要です。

③ 依然としてなくならない飲酒運転の根絶のためには、社会全体で「飲酒運転をしない、させない、許さない」という意識の定着等に取り組む必要があります。

④ 県内児童相談所における平成30(2018)年度の児童虐待相談対応件数は、2,074件で、過去最多件数を更新しました。児童虐待は子どもたちの命にまで危険を及ぼすことから、未然防止および早期発見・早期対応の取組をより一層充実させることが必要です。

⑤ インターネットや有害な図書等を通じて有害情報にふれたり、犯罪やトラブルに巻き込まれることのないよう、青少年を保護する必要があります。

⑥ 学校施設では、屋内運動場などの天井等落下防止対策、ブロック塀等の撤去、猛暑に備えるための空調整備等の安全対策の取組を進めてきました。今後も、子どもたちが安全で安心な学校生活を送れるよう、学校施設の安全対策を進めていく必要があります。

主な取組内容

1 学校・家庭・地域および関係機関等が連携した安全確保の推進

・ 教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の関係機関が連携・協働しながら、「登下校防犯プラン」[1]や「通学路交通安全プログラム」[2]に基づく通学路

[1] 登下校防犯プラン：登下校時における子どもたちの防犯上の安全を確保するため、教育委員会、学校、家庭、道路管理者、警察等の各関係機関が連携して行う登下校時の安全確保対策のこと。

[2] 通学路交通安全プログラム：通学路における子どもたちの交通安全を確保するため、各市町において策定された通学路の交通安全に係る基本的方針のこと。

の合同点検等の安全対策を実施し、地域社会全体で子どもたちの登下校時の安全確保に取り組みます。

・　子どもたちが犯罪等の被害に遭わず、安心して登下校することができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールの強化を図るとともに、「ながら見守り」[3]を推進します。また、「子ども１１０番の家」や「子ども安全・安心の店」等を拡充し、さらなる通学路等の安全確保に取り組みます。

・　地域社会全体で子どもたちの安全を守るため、スクールガード・リーダー[4]の配置を進めます。また、スクールガード・リーダーが地域の核として、学校安全ボランティア（スクールガード）への指導・助言を行うことなどを通じて、学校と地域が連携した安全体制の充実に取り組みます。

・　子どもたちが被害に遭った事案等の発生情報を保護者や地域の方々と迅速に共有するため、警察と学校等、関係機関との情報共有体制を強化するとともに、警察本部のＷｅｂサイトや電子メール等を活用したタイムリーで詳しい情報発信活動を推進します。

・　「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム・第２弾」の重点テーマの一つに「子どもを犯罪から守る」を位置づけ、市町と連携のもと、さまざまな主体と協創しながら地域の自主的な防犯・交通安全活動の促進を図ります。

2　交通安全教育・防犯教育の推進

・　子どもたちが交通事故の当事者とならないよう、交通安全に関わる団体等の専門家による講習会や自転車の安全点検の実施、「交通安全マップ」の活用など、歩行者・自転車利用者に重点を置いた参加・体験・実践型の交通安全教室を実施します。また、高等学校においては、生徒の多くが近い将来、普通免許等を取得することをふまえ、交通社会の一員として責任ある行動がとれるよう、交通安全教育に取り組みます。

・　危険を予測し、犯罪被害を回避する能力が子どもたちに身につくよう、警察官等の専門家を講師に招いたり、「地域安全マップ」の活用や発達段階に応じて紙芝居や演劇、ロールプレイ方式等を用いた参加・体験・実践型の防犯教室を実施します。

・　交通安全教育・防犯教育に関わる教職員の指導力の向上を図るため、交通安全教室講習会・防犯教室講習会・不審者侵入対応訓練等を実施します。

・　「三重県飲酒運転０（ゼロ）をめざす条例」をふまえ、児童生徒の発達段階に応じて飲酒運転の危険性や被害の重大さ等への認識を高める教育を実施します。

---

[3] ながら見守り：見守りの担い手の裾野を広げるため、地域の方々がウォーキング、買い物、犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際や事業者が日常の事業活動を行いながら防犯の視点を持って見守りを行うこと。

[4] スクールガード・リーダー：自治体等によって委嘱された警察官ＯＢや防犯の専門家等のことで、学校の防犯体制及びスクールガードの活動に対して専門的な指導・助言等を行う者。

3 児童虐待の防止

・ 児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、再発防止のため、市町子ども家庭総合支援拠点の整備を促進するとともに、要保護児童対策地域協議会を中心に、教育委員会、学校、児童相談所、警察等の関係機関が緊密に連携し、子どもたちの保護・支援に努めます。また、児童虐待の防止のために保護者への啓発に努めます。

・ 学校は、子どもたちの虐待を発見しやすい立場にあることを十分認識し、「児童虐待気づきリスト」等を活用するなど、子どもたちのＳＯＳを適切に把握するよう努め、虐待の疑いのある場合には速やかに市町児童福祉主管課又は児童相談所等に通告し、関係機関と連携して子どもたちの安全・安心の確保に努めます。

4 青少年の健全育成

・ 青少年が、スマートフォン等、インターネットを通じて有害情報に接することや、トラブルに巻き込まれることのないよう啓発活動を推進します。

・ 有害な図書など青少年の健全な成長を阻害するおそれのある環境から、青少年を保護するため、「三重県青少年健全育成条例」に基づき、携帯電話販売店や図書販売店等への立ち入り調査を行います。

5 福祉犯対策の推進

・ 子どもたちの福祉を害する犯罪（福祉犯）の被害を受けた子どもたちの発見・保護のため、児童買春・児童ポルノ事犯をはじめとする福祉犯の取締りを推進します。

6 学校施設の安全対策

・ 県立学校の計画的な老朽化対策の中で学校施設の防災対策に取り組むとともに、安全対策の強化にも取り組みます。また、市町等の学校設置者に対して防災・耐震対策に係る情報提供と助言を行い、地域における学校等の安全機能の強化を図ります。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
学校安全ボランティアの中心となるスクールガード･リーダーの登録者数	5人	29人

※ 通学路の見守りボランティアを行うスクールガード（学校安全ボランティア）の活動に対して専門的な指導･助言等を行うとともに、学校における防犯教室等を支援するスクールガード・リーダーの登録者数（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（4）不登校児童生徒への支援

めざす姿

不登校の子どもたちの意思が尊重され、将来の社会的自立に向けて個々の状況に応じた支援体制が整っており、子どもたち一人ひとりが社会性や自立心を育みながら、互いに尊重し合う態度を身につけ安心して学んでいます。

現状と課題

① 不登校児童生徒等の学習の機会を確保するために、平成28（2016）年12月に「教育機会確保法[1]」が制定されました。この法の趣旨をふまえ、不登校はどの児童生徒にも起こり得るものであるという認識のもと、休養の必要性を考慮しながら、不登校児童生徒の意思を尊重し、個々の状況に応じた支援を行うことが重要です。

② 全国でも本県でも不登校児童生徒は年々増加傾向にあり、不登校の要因・背景はより多様化・複雑化しています。子どもたちが安心して学ぶことができる居心地のよい学校づくりや魅力ある学校・学級づくりを進めることが大切です。

③ 学校や相談機関等と関わりを持てていない不登校児童生徒が一定数いることから、不登校児童生徒の社会的自立をめざして支援する教育支援センター（適応指導教室）等の機能強化を促進する必要があります。

④ 学校以外の場に通う不登校児童生徒の状況等について、学校は継続的に把握し、フリースクールなど関係機関等と連携した支援を行う必要があります。

⑤ 不登校児童生徒に寄り添い、共感的理解と受容に基づく支援ができるよう教職員の資質向上を図る必要があります。

主な取組内容

1 新たな不登校を生まない環境づくり

・ 子どもたちが安心して学べる魅力ある学校・学級づくりのために、学校行事の運営等、子どもたちの自主的・自律的な活動をとおして「絆づくり」「居場所づくり」を推進するとともに、不登校児童生徒がいつでも登校できるよう、安心して学校生活を送る環境を整え、個々の状況に応じた支援を行います。

・ 子どもたちへのアンケート調査や日常の観察、教育相談等による実態把握をとおして、子どもの理解に努めます。

・ 中学1年生で不登校が増加する「中1ギャップ」に対応するため、小学校と

[1] 教育機会確保法：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等を総合的に推進することを目的とする。児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮することや不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること等の附帯決議が付されている。

中学校とが密接な情報共有を行うなど連携した途切れのない支援を行い、新たな不登校を生まない環境づくりに取り組みます。

2 多様で適切な不登校児童生徒への支援の促進

・ 不登校児童生徒や保護者への支援を専門的に行う教育支援センター（適応指導教室）が、通所している子どもたちの支援に加え、通所できない子どもたちに対しても訪問型の支援を実施するなど、地域における不登校支援の中核となるよう機能強化を促進します。

・ 不登校児童生徒の学校外での学びについては、子どもの意思を尊重するとともに、個々の子どもや家庭の状況に応じて地域支援センター（適応指導教室）やフリースクールなど関係機関等と連携して、不登校児童生徒の社会的自立に向けて支援します。

・ 子どもたちの自己肯定感を高めるために、教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールなどが行う体験活動等への支援を行います。

3 学校内外の教育相談・支援体制の充実

・ 子どもたちが抱える悩みを早期に発見するために、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。また、教職員や保護者に対して臨床心理士等による専門的な相談や指導・助言を行います。

・ 個々の子どもや家庭の状況に応じて、スクールソーシャルワーカーが福祉等の関係機関と連携した支援を行います。

・ 学校と教育支援センター（適応指導教室）およびフリースクール等とが情報共有できる仕組みを整備するとともに、フリースクール間での情報交換等ができる機会を検討します。

4 教職員の教育相談に関する専門性の向上

・ 教職員のカウンセリングマインドの向上や個々の子どもに応じた支援の方法について学ぶため、カウンセラーを講師に招いた研修会等を実施します。

・ 地域の教育支援センター（適応指導教室）の指導員の資質向上を図るため、事例検討会等の各種研修会を支援します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
不登校児童生徒が、学校内外の機関等での相談・指導等を受けた割合	小学生　74.1% 中学生　68.1% 高校生　50.7% （30年度）	小学生　89.1% 中学生　88.1% 高校生　60.7%

※校内のスクールカウンセラーや、校外の教育支援センター等に相談や、指導等を受けたことのある公立小中高等学校の不登校児童生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（５）学びのセーフティネットの構築・学びの継続

めざす姿

子どもたち一人ひとりに応じたさまざまな支援が適切に行われることにより、家庭の経済的な環境等に関わらず、子どもたちが意欲的に学んでいます。また、やむを得ず高等学校を中途退学した人や事情により高等学校に進学しなかった人が学ぶ機会や中途退学後に支援を受ける機会が整っています。

現状と課題

① 我が国の子どもの貧困率は13.9%（平成27（2015）年）で、依然として高い状態にあり、家庭の経済状況や環境等によって、子どもたちの進学機会や学力等にも差が生じているとの指摘があります。また、教育格差が原因となって、貧困の連鎖につながることが危惧されています。改正された「子どもの貧困対策推進法」では、子どもの将来に向けて貧困の連鎖を断つことだけでなく、現在の子どもたちの生活を改善することにも注力すべきとされています。

② 家庭環境が子どもたちに与える影響は大きく、家庭の経済的困難に起因してさまざまな課題が発生する傾向があると考えられるため、個々の状況に応じた教育相談や支援体制の充実が必要です。

③ 家庭の経済的な環境等が原因で、子どもたちの自尊感情や学習・進路選択に対する意欲が低下しないようにする必要があります。

④ 平成26（2014）年以降、就学支援金が支給される世帯には高等学校の授業料負担はありませんが、授業料以外（学年会費、ＰＴＡ費等）の費用は、特に低所得者世帯に負担となっています。

⑤ 高等学校においては、さまざまな事情から中途退学に至る生徒が存在します。生徒が学校生活や学業になじみやすい環境を整えるとともに、やむを得ず中途退学に至った生徒には、関係機関と連携した適切で途切れのない支援をしていく必要があります。

⑥ 義務教育未修了者、不登校児童生徒、日本語指導が必要な外国人、高校に進学しなかった人、高校中途退学者等、さまざまな事情により学びを必要とする人が、多様な学びの場で教育を受ける機会を確保・支援していく必要があります。

⑦ 里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちに対する理解を深めるとともに、関係機関との連携強化を図っていく必要があります。

主な取組内容

1 教育相談と支援体制の充実

・ 学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム[1]として位置づけ、スクールカウンセラーを活用した教育相談体制やスクールソーシャルワーカーによる地域の福祉等の関係機関と連携した支援体制を充実します。

2 自尊感情の向上と学習の支援

・ 教育的に不利な環境のもとにある子どもたちの自尊感情、学習・進路選択に対する意欲を高めるために、学校・家庭・地域が連携して学習支援や体験活動等に取り組む子ども支援ネットワークの活動を促進します。

・ 子どもたちに対する学習支援が一層充実するよう、地域未来塾[2]などの地域の方々等の協力による学習支援活動を促進します。

・ ひとり親家庭や生活困窮家庭（生活保護世帯を含む）の子どもたちへの学習を支援します。

3 就学に係る経済的支援の推進

・ 授業料以外の就学に必要な経費負担を軽減するため、低所得世帯の保護者に対し、返還不要の高校生等奨学給付金を支給します。

・ 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な生徒を支援するため、無利子で三重県高等学校等修学奨学金を貸与するとともに、これらの制度のきめ細やかな周知を行っていきます。

4 高校中途退学への対応

・ 進学を希望する中学生が、自らの興味・関心や適性に基づいて目的意識を持って進学できるよう、高校の教育内容や特色を周知するとともに、中学校における進路指導やキャリア教育を充実します。

・ 生徒が高等学校での生活に早期に適応し、意欲を持って学習できるよう、入学当初にガイダンスや個別面談等を実施するとともに、キャリア教育の充実に取り組みます。また、教職員やスクールカウンセラーによる教育相談体制を充実します。

・ 学ぶ意欲のある生徒や、やむを得ず中途退学に至った生徒に対し、学習の継続や学び直しの機会として、転入学や編入学制度を適切に活用した生徒の進路選択を支援します。また、地域若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、社会参画につながるよう支援します。

---

[1] 学校を子どもの貧困対策のフラットフォーム：国の「子供の貧困対策に関する大綱」の教育の支援において用いられているキーワード。ここでは、学校を核として、さまざまな関係者や専門家がつながり、子どもたちを多面的にサポートするとの趣旨で用いている。

[2] 地域未来塾：経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身についていなかったりする中学生等への学習支援。

5　義務教育未修了者等への支援

・　義務教育未修了者など学びを必要とする人を支援するため、夜間中学を含めた多様な学びの場で教育を受ける機会の確保について検討します。

6　社会的養護が必要な子どもたちへの支援

・　教職員等に対し、里親家庭や児童養護施設で生活している子どもたちへの理解促進や里親委託制度の周知を図ります。また、社会的養護が必要な子どもたちに対して、関係機関との連携による必要な支援を行います。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数	18 市町	26 市町

※　生活困窮家庭またはひとり親家庭の高校生や高校中退者等高校生世代が利用できる学習支援を実施する市町数（三重県調べ）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
高等学校(全日制)における中途退学率	0.66% (30 年度)	0.48%

※　全日制高等学校へ入学した生徒のうち、中途退学した生徒の割合（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（6）学校施設の充実

めざす姿

老朽化や耐震への対応が進むとともに、生活様式の変化にも対応した、安全で快適な学校施設で子どもたちが安心して学校生活を送っています。

現状と課題

① 学校施設は、子どもたちが学習など学校生活で多くの時間を過ごす施設であるとともに、地震や台風などの災害時には避難所としての役割も果たす施設であるため、安全・安心を確保することが必要です。

県立学校では、これまで校舎の耐震化や屋内運動場等の天井等落下防止対策に注力してきましたが、昭和 40 年代から 50 年代に建築された校舎が約半数であることから、計画的に老朽化対策を進めていくことが必要です。

② 命に関わるような猛暑に備えるため空調整備の取組を進めていますが、トイレなどの設備においても学校と家庭とのギャップが大きくなっています。子どもたちが安心して快適に学校生活を送ることができるよう、設備面での機能向上を図ることが必要です。

③ 多様な人びとの利用に配慮した誰もが利用しやすい施設が求められています。学校施設においてもユニバーサルデザインの考え方に基づいた改修を進めていくことが必要です。

④ 学校施設においても、環境負荷の低減やあたたかみの感じられる学習の場づくりにも配慮し、省エネルギー化や県産木材等を利用した整備を進める必要があります。

⑤ 超スマート社会を見据え、時代に即した学習内容や学習形態の多様化に対応できる弾力的な学校施設づくりを進める必要があります。

主な取組内容

1 老朽化対策の推進

・ 県立学校において、屋上・外壁など校舎の経年劣化の修復や給排水設備や電気設備の更新を計画的に進めます。また、小中学校等においても、老朽化対策が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

2 快適な学習環境づくりの推進

・ 県立学校において、猛暑に備えるため、空調設備の整備・更新を進めます。また、トイレについては、生活様式の変化に対応するため、老朽化対策とあわせて大便器の洋式化や乾式清掃の床への転換など、機能面の向上を計画的に進めます。

3 バリアフリー化の推進

・ 県立学校で学ぶ子どもたちの実情に応じたバリアフリー改修を引き続き進めるとともに、「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づく整備を行います。また、小中学校等においても、バリアフリー化が推進されるよう、市町等教育委員会への情報提供や助言を行います。

4 自然環境を考慮した施設整備・改修の実施

・ ＬＥＤ照明への更新を進めるなど、県立学校の省エネルギー化を推進するとともに、「みえ公共建築物等木材利用方針」に基づく整備を行います。

5 学習内容の変化に配慮した施設整備・改修の実施

県立学校の整備・改修の際には、情報関連設備等の増設を想定するとともに、学習形態にあわせて間仕切等の変更が可能となるよう配慮し、学習内容や学習形態の変化に柔軟に対応できるよう取り組みます。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
学校施設の長寿命化計画に係る長寿命化改修に着手した建物数	—	

※ 県立学校施設の長寿命化計画において定めた長寿命化改修に着手した建物の数（三重県教育委員会調べ）

基本施策５

地域との協働と信頼される学校づくり

基本施策のめざす姿

学校と保護者・地域の方々が、目標やビジョンを共有し、一体となった教育活動が進められ、子どもたちの学びと育ちを地域全体で支える体制が整っています。また、学校の特色化・魅力化が進むことや、教職員が指導力を高め意欲的な指導を実践することで、子どもたちが自分の興味・関心や将来の目標に応じて主体的に学び、豊かな人間性や学ぶ力を身につける教育が行われ、県民からの信頼を得ています。

基本的な考え方

子どもたちの多様な学びと育ちを支えるため、学校・家庭・地域が一体となった教育活動の推進が求められています。また、行政や学校、一人ひとりの教職員等においては、地域との協働の基盤となるものとして、県民の方々からの「信頼」を確保していくことが求められています。

この基本施策では、「教育への県民力への結集」による教育の実現に向けた施策、地域との協働の基盤となる、県民の方々からの行政や学校、教職員等への「信頼」の確保に向けた施策を展開し、着実に取り組んでいきます。

【基本施策５を構成する施策】

1　地域とともにある学校づくり
2　学校の特色化・魅力化
3　教職員の資質向上とコンプライアンスの推進
4　学校における働き方改革の推進
5　家庭の教育力の向上
6　社会教育の推進と地域の教育力の向上
7　文化財の保存・継承・活用

基本施策の数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和５年度）
コミュニティ・スクールに取り組んでいる小中学校の割合	36.3%	50.0%

※コミュニティ・スクールまたはこれに類似した仕組みを導入している公立小中学校の割合（文部科学省「コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査」）

施 策 名	（1）地域とともにある学校づくり

めざす姿

保護者や地域の方々が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が進むとともに、地域の特色や資源を活かした教育が行われることにより、地域全体で子どもたちの学びと育ちを支える体制が整っています。

現状と課題

① 「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標のもと、子どもたちが変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力を、学校と地域が連携・協働して育んでいくことが求められています。

② 学校運営に地域の方々や保護者等が参画することを通じて、学校・家庭・地域の関係者が目標や課題を共有し、学校の教育方針の決定や教育活動の実践に地域の方々や保護者等の意見を反映させるとともに、共に知恵を出し合い、地域ならではの特色を生かした学校づくりを進めていくことが求められています。

③ 地域と学校がパートナーとして、地域全体で子どもたちの豊かな成長を支える活動、共に地域を創生する活動が進むよう、全ての地域において、地域と学校をつなぐコーディネーターを配置する必要があります。

④ 各学校において、保護者や地域の方々の意見を取り入れながら評価・改善活動を一層充実するとともに、保護者や地域の方々と連携・協働して教育活動や学校運営の質的向上を図っていく必要があります。

主な取組内容

1 「地域とともにある学校づくり」の推進

・ 学校が地域の方々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育むため、地域とともにある学校づくりサポーターを学校等に講師として派遣し、期待される効果や先進事例を紹介することなどを通じて、コミュニティ・スクール[1]の仕組みを導入する市町や学校の拡充に取り組みます。

・ 地域の方々の知識や経験、技能を活用した学習や体験活動等の効果的な取組

[1] コミュニティ・スクール：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいて、学校の運営及び運営への必要な支援に関して協議する機関である学校運営協議会を導入した学校。学校運営協議会の主な役割として、以下のものが挙げられる
・校長が作成する学校運営の基本方針を承認する
・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる
・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる

事例の普及により、地域と学校が連携・協働して行う取組の促進に努めます。

・　これまでに取り組まれてきた学校支援地域本部[2]の活動等を基盤として、地域学校協働本部[3]への発展を促進します。

・　高等学校の生徒が、学んだ知識や技術を生かし、地域の方々を対象とした料理教室・製菓教室を開催したり、パソコン講座における講師等を担ったりするなどの取組を推進します。

2　地域と学校をつなぐコーディネート機能の強化

・　地域学校協働本部において、地域と学校をつなぎ、学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施します。

・　地域と学校の連携・協働による取組が継続・発展するよう、それぞれの地域で活動するコーディネーターの確保と養成を進めます。

3　学校マネジメントの充実

・　子どもたちや保護者、地域の方々から信頼される活力ある学校づくりに向け、各学校が、対話と気づきを重視しながら、学習者の視点に立った継続的な改善活動を進めるとともに、学校自己評価および保護者・地域の方々等による学校関係者評価をふまえた改善活動に取り組みます。

・　学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
家庭や地域と一体となった教育活動が行われている小中学校の割合	67.3% （30年度）	81.0%

※　保護者や地域の方々が参画した授業支援や、児童生徒に対する教科指導等の学習支援が行われている公立小中学校の割合（三重県教育委員会調べ）

---

[2] 学校支援地域本部：学校の教育活動を支援するため、地域の方々の学校支援ボランティア等への参加をコーディネートする組織で、いわば「地域につくられた学校の応援団」。地域の方々が学校を支援する取組を組織的なものとし、学校の求めと地域の力をマッチングして、より効果的な学校支援を行い、教育の充実を図ろうとするもの

[3] 地域学校協働本部：従来の学校支援地域本部等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「ネットワーク化」を目指す新たな体制のこと。コーディネート機能を強化し、より多くの、より幅広い層の地域の方々の参画を得ながら、子どもたちの成長を地域で担っていく。また、地域と学校の協働活動を推進する体制として、持続可能な地域社会を構築する観点から、地域の方々や団体等のネットワーク化等を進めていく

施策名	（２）学校の特色化・魅力化

めざす姿

幼稚園等から高等学校まで校種を越えた連携が進み、子どもたちが各学校で目標に向かって意欲的に学んでいます。また、高等学校の特色化が進み、子どもたちが自らの興味・関心や将来の進路希望に応じて学校を選択し、主体的に学び、社会性を育む場となっています。

現状と課題

① 学校種を移行する節目の時期には、生活環境や学習環境が大きく変化し、子どもたちが学校に十分適応できない状況が生じやすい傾向があり、各校種における一貫したきめ細かな指導が求められています。こうした中、本県においては、小中一貫教育校の設置が進められています。

② 本県では、県内各地域への総合学科の設置、普通科への特色あるコースの設置や工業専攻科の設置等、生徒・保護者や地域のニーズ等に対応した学科・コースの新設・改編を進めてきました。また、スーパーサイエンスハイスクールにおける先進的な理数教育や、デュアルシステム等産業界と連携した職業教育等、特色ある取組を推進しています。超スマート社会（Society5.0）の到来やグローバル化の進展、人口減少等社会が急速に変化する中で、新たな社会を牽引する人材や地域を支える人材を育成する学校づくりが求められています。

③ 少子化による人口減少が課題となっている中で、県内大学や企業、地域の方々や職業人等との連携を一層推進することにより、将来、地域を創造していくことができる人材育成につなげる必要があります。

④ 少子化の急速な進行により、小中学校では従来の学校規模の維持が難しくなるなどの状況が生じています。また、高等学校では、１校あたりの学級数が減少しており、１学年３学級以下の小規模校等で地域と連携した活性化の取組を進めています。今後さらなる生徒数の減少が見込まれる中、どのようにして教育の質を担保していくかなど、学校のあり方について検討を進める必要があります。

主な取組内容

1 幼児期からの一貫した教育の推進

- 校種を越えた相互交流や引継ぎ方法の研究等について、市町と連携しながら取り組むことで、子どもたち一人ひとりの学習意欲の向上および能力の伸長に努めます。
- 小１プロブレム[1]の解消等、幼児教育から小学校教育への円滑な接続に向けて、幼稚園・認定こども園・保育所と小学校が連携した取組を充実します。
- 小中一貫した教育を推進するため、情報提供を行うとともに小中学校教職員の交流促進や小中学校両方の教員免許を有する教職員の適切な配置等に努めます。

[1] 小１プロブレム：小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞かないなど、学校生活になじめない状態が続くこと。

・　中高一貫教育については、その理念や期待される教育効果、課題を明確にしつつ、県内各地域の状況やニーズ等をふまえた検討を進めます。
・　大学教員等による高等学校での出前授業、高校生の大学での講義受講、大学の施設等を利用した実験・実習、高校生と大学生が学びあう場の創出等、高等学校と大学の連携に取り組みます。

2　高等学校の特色化・魅力化

・　各学校において、教育課程の工夫・改善等に取り組み、学校の特色を生かして理数教育、英語教育、職業教育等、選択幅の広い教育の推進や活力ある教育活動を展開します。
・　生徒の約６割が在籍する普通科について、生徒の学習意欲と関心を一層喚起できるよう、各学校の果たす役割や地域の状況に応じたコースの設置等の特色化について検討を進めます。
・　生徒自らが深く考える学習や周囲と協力して課題を解決する活動、社会の一員としての自覚と責任を育む教育等を推進します。
・　地域産業の担い手や高い専門性を備えた職業人を育成するため、地元の自治体、高等教育機関、産業界等と連携して、企業における実習や専門家による技術指導、地域の資源を生かした商品開発等実践的な職業教育を推進します。（再掲）
・　これまでの活性化の方向性や、各地域の県立高等学校活性化推進協議会等の意見をふまえ、新しい時代のニーズに応じた学科改編や、教育内容・方法の工夫・改善等を推進します。

3　地域の特色を生かした学校づくり

・　地域とともに生きる自立した社会人の育成をめざして、専門性を持つさまざまな分野の人材をキャリア教育等に活用するとともに、地域社会の課題解決等を通じて体験と実践を伴った探究的な学びを進めるなど、地域の特色や資源を生かした学校づくりを進めます。
・　各学校の教育内容をより魅力あるものとするため、家庭・地域と連携した体験活動を充実するとともに、学校や地域の特色を生かした道徳教育、郷土教育、環境教育等を進めます。

4　望ましい学校規模と配置の促進

・　小中学校の適正規模・適正配置をめざし学習環境の改善に取り組む市町等教育委員会に対して、本県および他県における取組状況等の情報提供を行います。
・　県立高等学校の望ましい学校規模と配置について、生徒数の減少を見据えつつ、高等学校が活力ある教育活動を行い、生徒の社会性を育む場であり続けられるよう、地域の状況や学校の果たす役割、学校の特色等に配慮しながら検討を進めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
地域や産業界等と連携し、学校の特色化・魅力化に取り組んでいる県立高等学校の数	35 校	56 校

※　地域等の課題に対して、地域や産業界等と連携して課題解決型学習や人材育成等に取り組んでいる県立高等学校の数（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（３）教職員の資質向上とコンプライアンスの推進

めざす姿

教職員がコンプライアンス意識を高く持ち、豊かな人間性と高い専門性を身につけ、保護者や県民の皆さんからの信頼を得て、家庭・地域と連携・協働しながら、未来の創り手となる子どもたちに必要な資質能力を育む教育を実践しています。

現状と課題

① 教職員は、教職生活全体を通じて学び続けることで、教育的愛情・コンプライアンス意識・コミュニケーション力等の素養や、授業力・生徒指導力・学校組織運営力等の専門性を高めることが求められています。

② 教職員自らが職責・経験等に応じて計画的・効果的に資質能力の向上に努めることができるよう、「校長及び教員としての資質の向上に関する指標」等に基づき、研修を実施する必要があります。

③ これからの社会を担う子どもたちには、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動する力を育むことが求められていることから、教職員は、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶかも重視して授業改善に取り組むことで、授業力を高めていく必要があります。

④ 学校には、教育活動の質を向上させ、学習効果を高めることが求められていることから、教育内容や時間の適切な配分、実施状況に基づく検証・改善、学校内外の人的・物的資源の活用等を進めていく必要があります。

⑤ 経験豊かな教職員の退職と若手教職員の増加に伴い学校組織における年齢構成が大きく変化していることから、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、若手教職員を育成する必要があります。

⑥ 外国人児童生徒教育や特別支援教育、いじめ問題等、学校を取り巻く状況が多様化・複雑化していることから、教職員が高い専門性を身につけるとともに、組織的に対応する必要があります。

⑦ 教職員が子どもと向き合う時間を確保しつつ研修に参加できるよう、校外研修の方法、場所の工夫、校内研修の充実等、環境の整備をさらに進める必要があります。

⑧ 教員採用において、学校現場の多様化・複雑化する課題や取組の状況を理解・把握している人材や、高い専門性と豊かな人間性を備えた人材を確保する必要があります。

⑨ あらゆる機会をとおして教職員のコンプライアンス意識の向上に取り組んできましたが、依然として不祥事が発生しており、教育への信頼が揺らいでいる状況にあります。不祥事の根絶に向け、県教育委員会と市町等教育委員会が連携し、一層の取組を推進する必要があります。

主な取組内容

1 ライフステージと職種に応じた研修の実施

・ すべての教職員がコンプライアンスをはじめとする素養や、授業力等の高い専門性を身につけられるよう、経験や職種に応じた研修を系統的かつ体系的に実施します。

・ 学校における授業改善や教育活動が組織的かつ計画的に推進されるよう、管理職、主幹教諭、指導教諭および事務職員等のマネジメント力の向上に向けた研修を実施します。

2 授業力向上に向けた研修の実施

・ 子どもたちに「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むことができるよう、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善につながる研修を実施します。

・ 算数の「割合」「図形」、言語活動としての「文章を読み解く力・伝える力」等、本県の子どもたちの課題に応じて教職員が各学年の学習のつながりを意識し、より効果的な指導が行えるよう研修を実施します。

・ 教職員が複数の教科等と連携を図りながら授業をつくることや、学校教育の効果を常に検証して改善すること、教育内容と、地域の人材・施設等を効果的に組み合わせて活用すること等、各学校の教育目標の実現に向け教育活動の質の向上をめざすカリキュラム・マネジメントに関する研修を実施します。（一部再掲）

3 ＯＪＴの推進と中核的リーダーの育成

・ 授業研究を中心とした校内研修を組織的・計画的に進める教職員を育成します。特に、指導教諭については、自校を中心に、授業公開や研究授業など、授業改善のための適切な指導・助言が行えるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。

・ 管理職とともに学校経営に参画し、めざす学校像の実現に向けた改善活動を先導する教職員を育成します。特に、主幹教諭については、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して管理職を補佐しながら学校組織体制の確立に向けた取組を推進できるよう、研修の充実および適切な配置に取り組みます。

・ スクールカウンセラーや教育相談に係る専門機関等を活用し、校内の教育相談体制づくりを推進する教職員を育成します。

4 新たな取組に対応した教職員の専門性の向上

・ 「英語教育」「道徳教育」「プログラミング教育」等に対応できる専門性について、教職員一人ひとりが主体的に学ぶ研修を実施します。

・ 国と連携し、外国人児童生徒の受け入れ体制の整備や日本語指導の方法等について必要な知識を修得する研修を実施します。

・ 社会的な視野を広げるとともに、対人関係能力の向上をめざし、社会で学ぶ研修を実施します。

5 研修に参加しやすい環境の整備

・ 市町等教育委員会や教育研究所との連携による研修を地域で開催する等、教職員が参加しやすい環境を整えます。

・ 自分の課題に応じて、いつでも、どこでも研修を受けられるよう、インターネットを活用した研修を実施します。

・ 学校を会場として研修を実施する等、校外研修の開催場所や、研修時間の設定について工夫します。

・ 学校の課題に応じた出前研修を実施し、校内研修を支援します。

6 教職員育成支援のための人事評価制度の適切な実施

・ 教職員の主体的な教育実践や自己啓発を促し、能力・意欲の向上を図るとともに、組織の目標を共有し教職員の協力・協働が進むよう、人事評価制度の適切な運用をとおして教職員の育成につなげます。

7 高い専門性と豊かな人間性を備えた人材の確保に向けた取組

・ 教職員を志す人材を確保するため、高校生や大学生、社会人など様々な立場の方を対象に、ガイダンスや教員採用選考試験説明会を実施します。

・ 本県が教員として求める人物像として示す、情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性を兼ね備えた人材を採用するため、毎年、教員採用選考試験の実施方法、応募要件等の点検・見直しを行い、改善に取り組みます。

・ 教職を志す学生において本県の学校教育の現状に対する理解が深まるよう、大学と連携して、教職に係る講座の一部を教育委員会の職員が担当し実施します。

8 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組

・ 平成30（2018）年度に策定した「県教育委員会における不祥事根絶の取組について」に基づき、不祥事根絶に向け取り組みます。

・ 教職員一人ひとりが常に自己の使命と職責の重大さを認識し、コンプライアンスを自分事として捉えることにより、教育に対する県民の皆さんの信頼の確保に努めるよう、各種会議や管理職による面談等、あらゆる機会を通じて、綱紀粛正および服務規律の確保を徹底します。

・ 年次別研修や校内の研修等において、不祥事の未然防止やコンプライアンスについての研修を実施することにより、教職員のコンプライアンス意識を高めます。

・ 県立学校は、各校で策定した「信頼される学校であるための行動計画」に基づき、学校全体で不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向け取り組みます。小中学校においても、市町等教育委員会と連携して不祥事根絶に向けたより一層の取組を進めます。

・ 不祥事根絶およびコンプライアンス意識の確立に向けた取組については、定期的に実施状況を確認し、実効性あるものとなるよう検証および見直しを行います。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
授業で主体的･対話的に学習に取り組んでいると感じる子どもたちの割合	小学生 （主体的）77.5% （対話的）73.4% 中学生 （主体的）77.6% （対話的）74.2% 高校生 （主体的・対話的） 73.5%	小学生 （主体的）82.5% （対話的）78.4% 中学生 （主体的）82.6% （対話的）79.2% 高校生 （主体的・対話的） 78.5%

※　「授業で主体的・対話的に取り組んでいる」という質問に対して、肯定的な回答をした公立小中学生および県立高校生の割合（三重県教育委員会調べ）

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
コンプライアンスの徹底に取り組んだ所属・公立学校の割合	-	100%

※　組織マネジメントシート（教育委員会事務局）、学校マネジメントシートまたは行動計画（県立学校）、学校経営の改革方針等（小中学校等）において掲げたコンプライアンスに係る目標について、年度末時点で「達成済み」となった割合(三重県教育委員会調べ)

施策名	（4）学校における働き方改革の推進

めざす姿

教職員の業務負担の軽減を図り、限られた時間の中で授業の改善や子どもたちと向き合う時間を確保しながら、日々の生活の質や教職員としての人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、より効果的な教育活動を持続的に行っています。

現状と課題

① 社会の変化に伴い、生徒指導上の課題や特別な支援を要する児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加するなど、学校が抱える課題が複雑化・多様化する中、全国の教職員の労働時間の長時間化が看過できない状態であることが明らかになりました。

② 本県ではこれまで、総勤務時間の縮減に向けて制度の改善や県全体で統一した目標の設定などの取組を進めてきましたが、本県の教職員の勤務状況は、全国と同様に、月45時間を超える時間外労働に従事する者が少なくない状況です。

③ 令和2（2020）年4月から、教員の勤務時間の上限に関する方針を定め、特別な場合を除き、教員の時間外労働は月45時間、年360時間を超えないものとし、その実現のため、業務の削減や明確化・適正化、必要な環境整備等、教職員の長時間労働の是正に向けた取組を着実に実施していく必要があります。

また、これまで、学校及び教員が担ってきた業務について、国が示した業務の整理をふまえ、その役割分担及び適正化を着実に実行するためには、地域や保護者の理解や支援を得る必要があります。

④ 保護者や地域の要望や意見が複雑化・多様化する中、教職員だけでは対応が難しい状況となっており、引き続き、専門スタッフや外部人材の充実およびその派遣等の支援が必要です。

⑤ 子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員同士が互いを認めあい、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりを一層進める必要があります。

⑥ 障がいの有無にかかわらず、すべての教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられる職場環境づくりに取り組む必要があります。

⑦ 教職員の業務の多忙化と困難化が増し、心身のストレスの高まりをもたらしています。特に心の健康をそこなう教職員の割合が全国平均よりも高い水準にあることから、支援体制を充実させていく必要があります。

主な取組内容

1 時間外労働時間削減に向けた取組

・ 勤務時間の上限に関する方針等に基づき時間外労働の削減が実効性をともなうよう業務の削減や簡素化・効率化に取り組みます。

・ 勤務時間の客観的な把握の方法について検討し、時間外労働を含む勤務時間管理の徹底を図ります。

・ 時間外労働時間の削減のために、学校及び教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議・研修等の見直し、ＩＣＴを活用した教材のデータベース化の推進などに取り組みます。

・ 各学校で、働き方改革に係る議論を通じて取組の目標を定めるとともに、校長がリーダーシップを発揮して学校における働き方改革を推進できるよう取り組みます。

2 各種課題対応のための専門家や外部人材の活用

・ 学校や子どもたちの実情をふまえた専門スタッフや外部人材等の効果的な配置に取り組みます。

・ 専門的な知識や経験を有する専門スタッフとして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員等の配置や派遣に取り組むとともに、事務負担軽減のため外部人材として、スクール・サポート・スタッフ等を配置します。また、地域の方々の知識・技能を活用した学校支援活動などの取組や学校支援体制づくりを促進します。

3 職場環境や組織風土づくりの改善を一層推進するための取組

・ 校長をはじめとするすべての教職員が、学校マネジメントについて理解を深め、対話と気づきによる継続的な改善活動を実践するために、学校改善活動（学校マネジメント）研修を実施します。

・ セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりに取り組むとともに、「子育てアクションプラン」に基づく次世代育成を支援する職場風土づくりを進めます。

・ 障がいのある教職員がやりがいを持っていきいきと働き続けられるよう、管理職をはじめ、職員が障がい者に対する理解を深めるとともに、個性と能力を発揮できるよう、障がい者一人ひとりが置かれている状況をふまえ、働き方や業務内容、サポート体制を工夫し、障がいのある方にとって働きやすい職場環境づくりに取り組みます。

・ 職場環境や組織風土の状況を把握し対応するために、教職員の満足度を定期的に調査・分析します。

・ 保護者や地域に対して学校における働き方改革に係る理解を進めるよう取り組みます。

4 教職員の健康管理対策

・ 教職員の安全と健康の増進に向け、安全衛生委員会等の安全衛生体制の充実を図り、職場巡視や安全衛生研修を実施するとともに、定期健康診断、事後指導および感染症対策等による疾病予防対策を進めます。また、過重労働に該当する教職員の健康状態や疲労度の把握に努め、校長や産業医による面接を行います。

5 教職員のメンタルヘルス対策

・ 教職員への啓発や各種研修の充実を図るとともに、すべての公立学校でストレスチェックを実施し、その結果を活用して教職員自らが積極的に心身の健康づくりに取り組めるよう支援します。

・ 心身の不調が認められる教職員への専門家による相談を実施し、早期対応によるメンタル不調の予防と回復を支援します。

・ 精神神経系疾患により休暇及び休職中の教職員の円滑な職場復帰と再発防止のため、職場復帰訓練や臨床心理士による支援を実施します。

・ 校長・教頭等への研修や専門医・臨床心理士による相談を実施し、管理職による教職員のメンタルヘルスケアを支援します。

数値目標

指標	現状値 （令和元年度）	目標値 （令和5年度）
教職員の満足度	62.2点 （30年度）	64.0点

※ 教職員満足度調査（公立小中学校および県立学校対象）における満足度の合計点（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（5）家庭の教育力の向上

めざす姿

家庭において、子どもたちの豊かな情操や人を思いやる心が育まれており、基本的な生活習慣、学習習慣が身についています。また、社会全体で家庭を支える気運が醸成され、家庭教育の応援に向けた多様な取組が積極的に進められています。

現状と課題

① 家庭教育は全ての教育の原点であり、基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやり、規範意識、自立心や自制心、社会的なマナー等を身につけるとともに、自己肯定感を高める上で重要な役割を担っています。

② 地域のつながりの希薄化や少子化の進行など家庭をめぐる環境が変化するとともに、共働き家庭の増加や核家族化など家庭のあり方は多様化し、子育てや家庭での教育に不安や悩みを持つ保護者が増加しています。

③ 子どもの健やかな成長のためには、「早寝・早起き・朝ごはん」などの基本的生活習慣、学習習慣、読書習慣、運動習慣等の生活習慣を身につけることが大切ですが、生活習慣が身についていない子どもが多くいます。

④ 家庭における男性の家事・育児時間が著しく短く、また、育児休業の取得を希望する男性が増加している一方で、実際の取得率は低い状況であることから、男性の育児参画の大切さについて、社会全体で意識を高めていく必要があります。

主な取組内容

1 保護者と子どもの学びの応援

・ 妊娠期から学齢期の子を持つ親同士が、子育てに関するテーマをもとにさまざまな悩みや思いを語り合い、その中で気づきを得たり、学んだりできるワークショップ（みえの親スマイルワーク）を、就学時健診等の保護者が多く集まる場を活用して開催するとともに、この取組が広く展開されるよう市町等に働きかけます。

・ 家庭教育に関心を持つきっかけづくりや、子育てや家庭教育のヒント・気づきにつながるような内容のリーフレット等を作成・活用し、保護者の学びにつなげます。

・ 自然体験を通じて子ども自らが考え、主体的に行動し、他者との関わりの中で共に支え合う「生き抜いていく力」を育む野外体験保育の普及啓発を、市町や関係機関と連携して進めます。

2 家庭教育を応援する人材の養成

・ 地域の実情に応じて家庭を支える人材の養成のための講座を開催するなど、家庭のニーズをふまえながら市町と連携して人材の養成を進めます。

・ 「みえの親スマイルワーク」の進行役（ファシリテーター）の養成を、三重県ＰＴＡ連合会・ＰＴＡ安全互助会や市町と連携し進めます。

・ 幼稚園教諭や保育士等が保育現場で求められる専門性を高める研修等を実施し、保護者対応や家庭の支援に関する教職員等の資質向上を図ります。

・ 放課後児童支援員認定資格研修や子育て支援員研修（放課後児童コース）を実施し、学校や地域のさまざまな社会資源等と連携して、子どもの育成支援や家庭の子育て支援に取り組む人材の資質向上を図ります。

3 子どもの習慣づくり

・ 「みえの学力向上県民運動」を引き続き実施し、子どもとの関わり方や家庭学習の取組方法等について、学校・家庭・地域が共に考える機会を通じて周知するなど、生活習慣・学習習慣・読書習慣等の確立を推進します。（再掲）

・ 保護者や子育て支援関係者等を対象に、読み聞かせや読書の効果等に関する講座の実施および情報提供等を行うことを通じて、幼児期からの読書の重要性についての周知を図ります。（再掲）

・ インターネットの危険性や家庭でのルールづくりの必要性等についての保護者の理解を深めるため、インターネットでのトラブル等に関する資料を県のWebサイトに掲載し、保護者会等での活用を促進します。（再掲）

4 社会全体で家庭を支える気運の醸成

・ 企業や子育て支援団体と連携して、子ども条例の趣旨をふまえ、子どもが豊かに育つことができる地域社会づくりを進めます。

・ 家庭教育の応援につながる先進的な取組を市町へ周知・普及するとともに、地域人材を養成することで、社会全体で家庭を支える気運の醸成を進めます。

・ 子育てには男性の育児参画が大切という考え方が職場や地域の中で広まるよう、普及・啓発や情報発信、ネットワークづくりといった取組を進めるほか、仕事と育児を両立できる職場環境づくり等について企業等に働きかけます。

・ 企業や関係団体と連携して、男性を対象に、子育てに関して積極的な育児への参画を考える場づくりを促進します。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
県が関わって実施した「みえの親スマイルワーク」の実施市町数	4市町	29市町

※ 申込みの受付から実施までの間に県が関わって「みえの親スマイルワーク」を実施した市町の数（三重県調べ）

施 策 名	（６）社会教育の推進と地域の教育力の向上

めざす姿

社会教育関係団体やＮＰＯ等の団体、地域の方々等のさまざまな主体が連携することにより、地域の中で子どもたちを健やかに育む環境が整備されています。また、地域社会の変化に対応した多様な学習機会が提供されています。

現状と課題

① 地域社会では、子どもたちの健やかな成長に資するため、体験活動や学習活動の機会が提供されています。さらに地域の教育力を子どもたちの成長に生かしていくためには、ＰＴＡや子ども会等の社会教育関係団体や、ＮＰＯ等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等、さまざまな主体との連携を進め、地域社会における教育の充実、拡大を図ることが求められています。

② 急速な少子高齢化の進行等による地域社会の変化に伴って、今後の公民館や図書館等の社会教育施設においては、地域学習のほか、子どもを交えた多世代交流、学校と地域の連携促進、防災教育等地域づくりの拠点としての役割が強く求められており、地域の課題や多様な学習ニーズに対応する必要があります。

主な取組内容

1 さまざまな主体との連携・協働

・ 地域社会における教育の充実、拡大を図るため、ＰＴＡや子ども会等の社会教育関係団体や、ＮＰＯ等の団体、大学等の高等教育機関、放課後子ども教室や家庭教育支援等の関係者等のさまざまな主体が、情報交換・情報共有をとおして、相互のつながりを形成する機会を提供します。

・ 地域において、子どもたちが安全・安心に放課後を過ごせる居場所を確保し、地域の方々の参画を得て、学ぶ機会や多様な体験・活動が充実するよう、「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」[1]の設置・運営について支援するとともに、従事する職員に対する研修の機会を確保し、質の向上に努めます。また、学校施設が積極的に活用されるよう取り組みます。

---

1 「放課後児童クラブ」や「放課後子ども教室」:「放課後児童クラブ」は、厚生労働省の所管する「放課後児童健全育成事業」として、共働き家庭等留守家庭の小学校に就学している児童を対象に、放課後等に適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。「放課後子ども教室」は、文部科学省の所管する「地域学校協働活動推進事業」として、全ての児童を対象に、地域の方々等の参画を得て、放課後等に学習や体験・交流活動等を行うもの。現在、本県では、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室を一体的あるいは連携して実施することを目標とする「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、市町における設置や運営を支援している。

・　高等教育機関の持つ専門的知識や技能が、学校や公民館活動等で生かされるよう、大学等の学生が実施する出前講座を学校や公民館等に紹介します。
・　子どもたちが農山漁村地域で農作業や自然体験活動をしたり、農林漁業体験民宿等に宿泊し生活体験したりすることにより、自立する力と共生する力を育むことができるよう、地域と連携して体験指導者の育成や受入体制の整備を図ります。

2　地域の課題や多様な学習ニーズへの対応

・　公民館等の社会教育施設が、多様な学習ニーズに応じた学習機会を提供していけるよう、ＮＰＯ等の団体や、大学等の高等教育機関等のさまざまな主体と連携して、市町の公民館を対象とする地域課題解決型学習の機会を提供するモデル事業を展開します。
・　鈴鹿青少年センターおよび熊野少年自然の家については、県民の皆さんが興味・関心を持って、より幅広く活用できるよう、施設運営の改善に努めます。
・　子どもたちが本県の自然や文化等について興味を持って学ぶことができるよう、三重県総合博物館（MieMu）等の社会教育施設の利用を促進します。

3　社会教育関係者の資質の向上

・　社会教育主事、社会教育委員、社会教育施設の関係者等の研修・交流の場を設けるとともに、市町における先進的な社会教育活動の事例を紹介し、地域の枠を越えた学習と相互の連携を促進します。
・　地域学校協働活動推進を担うコーディネーターの資質向上に向け、交流会や研修等を実施するとともに、地域学校協働活動推進員の養成講座を実施します。（再掲）

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
公民館等の社会教育活動として、地域課題の解決に向けた取組を行っている市町数	11 市町（30 年度）	29 市町

※　公民館等の事業に関する調査において、「地域における課題の解決に向けた取組を行っている」という質問に対して、「行っている」と回答した市町の数（三重県教育委員会調べ）

施 策 名	（7）文化財の保存・継承・活用

めざす姿

子どもたちをはじめとする多くの方が文化財について学び、親しみ、その価値についての理解を深めることで、地域の宝である文化財が保存・継承・活用されています。

現状と課題

① 本県には、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等、特色ある歴史や風土に育まれた多くの有形・無形の文化財が残されています。今後、新たに価値が認められた文化財は、指定等の手続きを的確に進め、保護を図っていく必要があります。

② 文化財を適切に保存し、次世代へ引き継いでいくことが必要ですが、少子高齢化、過疎化の進行等により、文化財の維持管理や伝統的な民俗行事の継承が困難になっています。また、自然環境の変化による貴重な動植物の絶滅等が危惧されており、保存に向けた対応が求められています。

③ 文化財を保存し継承していくためには、広く文化財への理解を深めるとともに、地域社会総がかりで文化財を保存・活用する環境を整え、魅力ある地域づくりに向けた取り組みを進めることが求められています。

主な取組内容

1 文化財の調査と指定

・ 文化財を将来にわたって保存、継承するため、県にとって特に重要な文化財については、文化財保護審議会への諮問・答申を経て、指定を行います。また、全国的にみて貴重な文化財については、国指定等となるよう、所有者の意向を確認しながら国への働きかけを積極的に行います。

2 文化財の修復と継承

・ 国・県指定等文化財で、修復や再生、継承のための取組が必要なものについては、所有者や市町と調整の上、保存のための支援をするとともに、その活用のための情報発信を積極的に実施します。

・ 民俗文化財の継承については、市町や保持団体と密に情報共有を行い、それぞれの実情に応じた対応を行います。

・ 貴重な動植物等の保護のため、関係機関と連携して、現状把握調査を実施します。

3 文化財の保存・活用の推進

・ 世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」については、関連する文化財の新たな価値を発見し、一体として保護する地元の気運を高める取組を進めていきます。

・ 県内の文化財について、改正文化財保護法に基づき、県文化財保存活用大綱を策定し運用することにより、地域社会総がかりでの文化財保護への取組方針や、市町に対する県の支援方針を明らかにするとともに、防災及び災害発生時における文化財対応のための県内情報ネットワークを構築します。

・ 国・県指定等文化財をはじめとした文化財を適切に守り伝えられるよう、地域社会総がかりでの文化財の保存、活用を計画的に進め、市町による文化財保存活用地域計画の策定を積極的に支援します。

・ 子どもたちが郷土を愛し、文化財を受け継ぐ人へと育つよう、市町と連携し、子どもたちを対象とした文化財体験イベントや、学校教育での文化財を活用した学習を進めます。

・ 県民の皆さんが文化財への理解を深め、学校教育で活用できるよう、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」、国指定無形民俗文化財「鳥羽・志摩の海女漁の技術」等の魅力ある文化財について、Ｗｅｂサイトの活用等による情報発信を進めます。また、埋蔵文化財センターで公開講座や展示会開催等の取組を進めるとともに、学校、三重県総合博物館（ＭｉｅＭｕ）、斎宮歴史博物館等との連携を強めます。

数値目標

指標	現状値（令和元年度）	目標値（令和5年度）
新たな保存活用地域計画のもと、地域社会が一体となって保存・活用・継承に取り組む国・県指定等文化財数	0 件	160 件

※ 地域社会総がかりで保存・活用・継承を図るため、市町が新たに策定する文化財保存活用地域計画に位置づけられた国・県指定等文化財の数（三重県教育委員会調べ）

第3章　教育ビジョンの実現に向けて

1　教育ビジョンの進行管理

教育ビジョンの進行管理にあたっては、毎年度、数値目標の達成状況や取組の進捗状況に基づく自己評価結果を、県議会をはじめ三重県教育改革推進会議等の関係会議に報告するとともに、県のＷＥＢサイトで公表します。

また、会議等での意見をふまえて取組の改善を行い、次年度以降の施策展開に生かすなど、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルに基づく進行管理を行います。

2　県民力の結集による教育ビジョンの実現に向けて

子どもたちにこれからの時代に対応していける力を育んでいくとともに、ますます複雑・多様化する教育を取り巻く課題を乗り越えていくためには、学校や行政のみならず、すべての県民が教育の当事者としての自覚を持ち、社会総がかりで本県教育の推進に取り組んでいくことが不可欠となります。

保護者、地域の方々、市町等に対しては、こうした「教育への県民力の結集」の理念のもと、「三重県教育ビジョン」の共有と教育活動への積極的な参画・連携を期待しています。学校、行政の役割、家庭や地域、企業等に期待される役割は次のとおりです。

● 「学校」の役割

学校は、教職員が高い志と使命感を持って子どもたちと向き合うことや家庭・地域と連携・協力することを通じ、子どもたち一人ひとりの持つ可能性を「開花」させ、自立の力、共生の力を育みます。また、学校は、家庭・地域との連携が進むよう、日頃の教育活動等に関する情報の積極的な公開や教職員の資質向上等を図り、信頼される学校づくりを進めます。

● 「家庭」の役割

家庭は、「心の拠り所」として、安心して生活できる環境を整え、深い愛情を持って子どもを温かく育みます。また、家庭は、「教育の原点」、教育の第一義的責任者として、子どもの心身の調和のとれた発達を図るとともに、学校との連携を深め、家庭での教育を通じて、学力・体力の向上、道徳教育等の教育効果を相乗的に高め合います。

● 「地域」の役割

地域の方々やＮＰＯ等は、人と人との「絆」が深まる体験・交流活動や社会貢献活動など多彩な成長の場を継続的に創出します。また、学校運営への参画などにより学校を支援するとともに、子育てや家庭教育を応援し支えます。

● 「企業等」の役割

企業や事業者は、インターンシップ、農業体験、環境教育、文化芸術活動やスポーツ推進への協力のほか、施設等の提供や出前授業など、専門性を生かした教育活動に積極的に参画するとともに、就職時に適性に応じた業務の配置など定着に取り組みます。また、子育てを支援する職場づくりなどの教育環境の改善や障がい者雇用による能力発揮の場の提供など、さまざまな側面からの教育施策に協力・貢献します。

● 「行政」の役割

県教育委員会および県は、時代の変化等に伴い新たに生じる課題や状況に的確に対応するとともに、より良い教育施策の実施に向けた取組を続けていきます。こうした中で、誰もが質の高い教育を受け、夢や希望を実現することができるよう、子どもたち一人ひとりの状況に応じた安全・安心で最適な学びの環境を整備・実現するとともに、ニーズや課題を把握・分析した上で、計画やシステムを整備し、必要な助言等を行います。また、「教育への県民力の結集」の実現に向け、コミュニティ・スクール制度等の推進など、必要な働きかけや支援等を行います。

● 県と市町の役割分担

市町等教育委員会および市町は、義務教育、幼児教育を担う自治体として、自らの判断において教育行政を展開するとともに、その成果について住民への説明責任を確実に果たします。

県教育委員会および県は、全県的な教育水準の維持向上に主体的な役割を果たします。また、教育施策を進めるにあたり、市町等教育委員会、市町との意見交換、情報交換を密にし、その主体性を尊重するとともに、一層の支援に努めます。